

第 24 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 4 日)

平成 20 年 12 月 5 日 (金曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (26名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
			財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 沢 敏 美	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	小 河 正 文	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	広 瀬 秋 好	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
	欠 席 者 (1 名)	総 務 課 長	達 見 一 夫	
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (1 名)	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
		午後から早退		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

日程第 2 . 議案第 92 号 佐用町まちづくり推進会議及びまちづくり協議会立ち上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 3 . 議案第 94 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 4 . 議案第 99 号 平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今日は、4 日続けてでございます。もう 1 日頑張っていたきたいと思います。

また、傍聴、本日はありがとうございます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名をいたします。

19 番、森本和生君の質問を許可いたします。

〔 19 番 森本和生君 登壇 〕

19 番（森本和生君） おはようございます。通告いたしております 3 件の問題について、質問していきたいと思えます。重複するところが先般、各議員からの質問もあったと思うんですけども、なるべく避けながらと思っておりますので、始めたいと思えます。

1 . 平成 21 年度予算編成について。

兵庫県は、震災からの復興を進めるため、行財政運営は相当の無理を重ねてきた。巨額の財政負担を余儀なくされ、大きな歳入歳出の不均衡が生じています。更に行革による地方交付税の削減や地方債発行の抑制などにより厳しい状況になっております。その上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法は、その目的を自治体財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の運営の健全化としており、従来の財政再建法にはなかった早期是正の処置が加わり健全財政値から、自治体財政の状況をより幅広く、広い範囲で公表し、その 1 つでも数値を上回れば、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められるものであります。

この為、県では、平成 30 年度までの間に、組織、定員、給与、行政施策、公営企業、公社等、行財政全般にわたり 0 ベースで見直しを行い、県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政構造を確立するため、新行財政構造改革を発表しております。

その中で、本町においても、この様な状況の中で、平成 21 年度予算編成を考える時期になり、「元気で安心安全のまちづくり」を進める重要施策、事業について問うものであります。

2 番、救急患者の搬送先病院確保についてであります。

医師や空ベッドの不足を理由に救急患者の受け入れを断る例が相次ぎ、厚生労働省や自

治体の対策が求められております。本町では、その様な問題はないと思いますが、地方では医師不足が深刻な問題となっている。今後の対応を問うものであります。

3番、定額給付金についてであります。

国では急激な物価高と所得の伸び悩みに苦しむ家計を応援するための生活支援と金融不安に伴う景気の先行き不安に対応するための経済対策という2つの意味合いから2兆円の定額給付金を本年度中に支給手続きの窓口となる市町村の実情に応じて制限を設けるかどうか決めるとしております。給付する法案を提出すると言っておりますが、市町村での支給手続きが決定していないが、現在までの情報で法案が可決すれば、本町では、どの様な対応をするのか問うものであります。

以上です。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは森本議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、平成21年度予算編成についてのご質問でございますが、現在、世界的に金融・経済危機が叫ばれる中、国においても緊急安心実現総合対策費として1兆8,081億円を含む補正予算の成立により、経済対策を実施しており、町におきましても厳しい財政状況の中、先日、平成21年度佐用町予算編成方針を各課に示したところであります。

21年度予算については、佐用町総合計画及び過疎地域自立促進計画に基づき、20年度で実施してきた継続事業の実施はもとより、町の活性化、経済対策を念頭においた予算編成をする必要があると考えております。

その為、建設事業などの投資的経費も20年度と同額程度の約20億円は確保したいというふうに思っております。

具体的には、この12月に各課において予算編成を行います。合併特例事業の計画的な実施、過疎地域自立促進特別措置法が21年度限りとなるため、過疎対策事業については特にもれ落ちが無いようにと指示をいたしております。

主な事業といたしましては、20年度からの継続事業であります、佐用保育園・子育て支援センター建設事業や幕山小学校体育館の耐震補強工事、三河小学校耐震補強・大規模改修工事、久崎・三日月小学校のプール改築工事などの子育て支援や保育、教育環境整備事業の実施。また道路改良工事、下水道・水道事業、姫新線高速化事業などの住民生活に密着した事業の実施。ため池整備、井堰整備などの土地改良事業、農林業の振興事業など生産基盤の整備と産業の活性化、振興対策関係予算の計上。高齢者・障害者の方の交通の確保のための外出支援サービス事業、特定健診事業、地域医療体制の確保など住民の健康福祉の充実のための事業実施。また合併後進めてきました、協働のまちづくりの推進のため、地域づくり協議会活動の支援事業や定住促進対策など、重点事業には積極的に取り組むべく考えております。財源的には、当然、何もかもはできませんが、予算にメリハリをつけて、今まで以上に地域活性化を図るための予算を考えていきたいというふうに思っております。ただ、景気が悪いために、悪くなっております為に、個人住民税や法人税の落ち込みが想定をされますし、地方交付税や自動車取得税交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金などが減少する可能性が高く、町税、使用料等の歳入確保についても今まで以上に努力する必要があります。

現時点では議員のご質問に対して十分な答弁ではないかもしれませんが、これから各課の予算提出状況を見ながら、住民福祉の向上、安心安全なまちづくり、地域の活性化・振

興対策が図れるような予算編成を行っていきたいというふうに考えております。

次に、救急患者の搬送先の確保ということについてのお尋ねであります。本町の救急医療の状況でございますが、一次救急医療は佐用郡医師会のご尽力によりまして、平日は勿論、日曜日・祝祭日におきましても在宅当番医制度が機能しており、救急患者の受け入れを行っていただいております。また二次救急医療につきましても、現在、佐用共立病院と佐用中央病院が指定されており、かかりつけ医からの紹介や救急車等による搬送で受診いただいております。

また、生命の危機にも係る状態で、専門的な医療を行う三次救急医療につきましては、姫路市、津山市等の医療施設に依存しているのが現状であります。

先の9月議会の石黒議員のご質問でもお答えをいたしました。平成19年度佐用町消防本部による救急搬送先は、町内医療機関563人、町外192人となっております。その内姫路市へは70人、赤穂市へ39人、岡山県に67人などとなっております。

議員ご指摘の、全国規模の医師不足の危機的状況は、当町においても最も懸念する課題でございます。今後とも郡医師会と連携を図りながら、できるだけの対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、定額給付金についてのご質問でございます。総務省が総額2兆円規模となる定額給付金の実施概要要綱を都道府県、政令指定都市の担当者に説明をされております。市町村からの反発の強い所得制限は設けないことを基本とし、全世帯支給となるようであります。申請手続きは原則郵送で行い、支給方法も口座振替のみを提案をされておりますが、窓口での申請、現金の受け取りも可能と説明をされております。

支給対象者の範囲や申請者本人の確認手続きなどで検討中の課題も残っており、市町村側の要望などを踏まえて修正を加え、年内にも実施の要綱案をまとめる方針のようであります。このことから、町においては住民基本台帳などを基に対象者のリストを作成し、申請書や振込みを希望する金融機関の口座の届出を求める書類を郵送をします。受け取った人は振込口座の通帳や免許証のコピーなど本人が確認できる書類を添えて返送し、町が確認した上で口座に振り込をいたします。口座を持ってない人の配慮としては、窓口での現金支給の方法も行う必要があるように考えております。

給付の開始日は「年度内を目指す」ということでありますので、早急に申請事務、支給方法等一連の事務手続きを決定するする必要がございます。

以上、この場からの私の答弁とさせていただきます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 3番の定額給付金についてから、再質問したいと思います。

先日も矢内議員の方からも、この問題出たおっただすけれども、町長の考え方と云いますか、いろいろ言われておっただすけれども、この是非についてね、どうこう言うて、ここで議論してみたって、国で決められることなんで、そこは、どうこう言うてみたって、国で決まったことを、町村が窓口になってやるというだけなんですけれども、今、僕も心配するんは、やっぱり事務の手続きと云いますか、そういう支払についての、もの凄い手間隙がかかることが、これもの凄くあると思うんです。そやさかいに、町長の考え方としては、所得制限とかの見極めという様な作業なんか大変やと思うんですけれども、そういうことも含めて国で、こういうふうな形でという様な形で出てきたら、それに従ういうこと当然なんですけれども、そのへんのこと、市町村に任せられると、市町村で所得

制限する市町村もあれば、せん市町村もあるという様なことが、今、報道関係で、こう言われておるんですけれども、そのへんの見込みと言いますか、情報が今来ておるとこは、どういう具合になりよんか、そのへんはどうでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 先般のですね、全国町村長大会においてもですね、確認事項で所得制限はしないと、そういうことは、各市町村がですね、バラバラというのは、国民全体としておかしいということで、制限を設けるなら、きちっと国が制限を設けて一律にやる。それを市町村に任せるといふ様なことは、これはおかしい。それがなければ、所得制限なしで、これを実施するしかないというふうには、一応決議も決定もされております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） これの支給の財源というのは、元々、ほなら、先にだいたいの目安で何ぼか入って来て、人口割りに入って来て、それと、人口割、それから子ども、老人という様な加算金の分も全部入って来て、精算して最終的には、また精算されるような状況になるんか。初めから人口何でバサッこう来るような金額が入ってくるんか、そのへんはどないなんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁。

町長（庵逄典章君） それは、分かりません。当然まあ、必要な支給したものはですね、国が出すということですから、これはきちっと最終的には精算をされるということでありましてけれども、その事務の仕方というまで含めてですね、未だ、最終的に決定されていないというのが状況じゃないかと思っておりますけども。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） そうすると、例えば、全額全員の人に権利があるさかいに、人口割に資金が決まっている。その資金の割り振りについては、制限は設けないということで、そのお金、そないなお金いいですよという考え方とか、それから受け取りにこなんだとか、手続きせなんだという様な人のお金までも来るとか何とかやなしに、ただ最終的に精算された分だけで、最後に精算されるという様な、そういう形になっとんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 市町村としては、まず住民基本台帳からですね、それぞれ対象、全て対象者を拾い上げてですね、手続きをするわけですがけれども、最終的に、どの様な清算方法になるか、全てのことが、未だ十分に決定されていないわけですから、今、ここでいろいろと質問いただいてもですね、私も答えようがないわけです。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 未だ、そのへんが、ぼやっとしとんやけども、所得制限を設けないということだけは、確認できてますよという話ですね。

この話は、何ぼ言うてみたってしょうがないんで、そういうことがある。しかし、これは、もう、こういう質問する機会はね、この 12 月議会しかないんです。そやさかいに、3 月議会になったら、もう、それは済んでしもとうさかいに、あえて、取り上げたわけなんですけれどね、まあ、その質問する、しようとする時期が、時期に、今もう、今日ぐらいには、もう全部だいたい決まっておるかなという様な感じでは、一応は、通告させてもろた質問だったということだけのご理解いただきたいと思います。

2 番に入りたいと思います。救急患者の搬送先病院確保についてということなんですけれども、今ずっとこう、答弁があったんですけれども、一次、二次、三次という様な感じでは、現実には、救急医療を受け入れますよと、救急患者を受け入れますよという病院は、佐用町には、大体旧町単位ぐらいで、何病院ぐらいあるんですか。一次受け入れる、登録されとうとか、それ確認しとうとかいう様な、輪番制でやられておると思うんです。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 救急医療ということで、その登録をされているということではありません。それは、救急搬送が指定されている、救急車の搬送、指定されている病院は 2 つしかないわけです。後の各医院におきましては、それは、通常の診療の中でね、急に悪くなった方も、具合悪くなった方も、それはそれぞれ掛かりつけの医師なり地域の医師という形で、受診を診察をしていただいているわけです。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） これは県が指定するんだらうと思うんですけど、救急、告示のね、医療機関、告示ということは、それは許可してますよという医療機関は、ほなら 2 つの病院しかないということですか。

〔消防長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 2 カ所の佐用共立病院と佐用中央病院でございます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） それは、当然、今説明があった様に、告示の病院であるし、それは二次まではそこでいけますよという病院が2カ所ということなんですね。尾崎病院さんは違うんですか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 尾崎病院さんも以前は救急指定病院だったんですけども、昨年だったんですか、一応、辞退されております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 救急いうことを大変こう産婦人科の問題で、いっぺんにクローズアップされた様な形で、こう何カ所も回されたという様なことで最終的にはお母さんが亡くなられたという様な形で、今報道がクローズアップされとうわけなんですけれども、例えば、小児の救急医療も二次までは、その2カ所ではできるんですか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 一応ですね、小児科等の救急依頼がありましたらですね、状況等をですね、病院に送りまして、受け入れていただければ搬送しますけれども、駄目な場合はですね、管外の小児科等の病院に当たっていると、搬送しているというのが現状でございます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 救急医療の県の方のマニュアルなんか、ずっと、いろいろ読ませてもらうんですけども、命を守るという様な形で、兵庫県の場合、その救急の医療やさかいに、今、町長の方の説明もありました様に、岡山県の方で受け入れていただいております人も相当おられます。大体は、救急は、県の指定と言うたら姫路の方の指定にはなっとうみたいですけれども、三次の受け入れとかいう様な形、その三次については、今説明があったように、赤穂それから岡山県、姫路という様な形で説明があったと思うんですけども、三次の受け入れについては。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 三次のですね、医療機関は、姫路市の循環器病センターと、赤穂にはございません。津山の中央病院、ここに救命救急センターございますので、そちらの方で三次は受けていただいております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 姫路の日赤は、受け入れはないんですか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 三次の医療機関としては、指定されておられません。
救急搬送は、しておりますよ。救急搬送はしておりますけども、三次の医療機関ではございません。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） これ命というか、ほんまに大事な話なんでね、大体自分も頭の中には、こういう形であるんやなということあるんですけども、例えば、シュミレーションしてみたら、119 番入ります。救急車来ます。救急車来たら、直ぐ見て、この患者は、大体どいう感覚の怪我しとんとか、何とかの疾患があるとか、家庭の人に、いろいろ聞かれて、どこの病院いつもかかられておるんですかという様なことを聞いてやと思うんですけども、そういう形で、例えば、共立言うて言われたら、共立に搬送する。そういう、その、この患者の方は、どこの病院が一番適切なんかという判断とか、そういうなんは救急隊の人がやられるわけですね。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 今のご質問でございますけれども、一応ですね、119 に掛かってきます。症状を聞きます。それで、一応、それに基づきましてですね、掛かりつけの病院はありますかということも、その人に聞きますけれども、現場に駆けつけますとですね、隊長が、まず今おっしゃった様に、掛かりつけの病院聞きます。あればですね、その病院とコンタクトを取って、その病院へ搬送する。なければですね、救急隊、長が判断をしますね、その診療をしていただける医療機関の現場から、状況等をですね、電話で送って、先生とコンタクトを取って、その病院へ運ぶということでございます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 例えの話ですよ。これ、こういうことを聞いておいて、これも訓練のうちにもなると思うんですけども、そういう形で、救急患者が出たと。救急患者出たら、救急隊の人が来られて、見て、それで、次は言われるように、この患者は、例えば、共立病院の心臓が悪い言うたら心臓とかいう様な形で、そこからコンタクトして、それで、そこでは間に合わないとかいう判断をする様なことはあるんですか。ないんですか。そういう救急隊の人が。判断して、もうこれは、津山へ先に行かなあかんとか。
それから、まあ言う、これ赤穂の近い市民病院に行く方がええとかいう判断ね。それは、

救急隊の人がされるんか、一応は、共立病院へ行って、病院の先生に、ある程度診察してもらって、これはうちでは間に合わないと、これは、もう津山へ行ってもらうか、どっかの病院へ行ってもらうかという判断。それで、また、その判断の中で、先生も一緒に救急車に乗って、看護婦さんも乗って、それで一緒に、こう搬送されていくという様な形になるんか、そのへんのシュミレーションだけちょっと。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） ケースバイケースがございますので、今、議員がおっしゃったようにですね、救急隊長が現場ですね、判断をして運ぶ場合もございますし、また医師にですね、現状を送ってですね、そしたら、うちへいっぺん連れて来いということで、搬送いたしましてですね、例えば、共立病院なら共立病院に搬送いたしまして、そこで先生の診察していただくと。それで、それでですね、管外ですね、もっと高度な医療機関に搬送してくれということになればですね、そこから直接行くこともありますし、一端、うちの方に帰っててですね、また再度転院搬送の要請があるということですね、ケースバイケースで、そういう対応をさせていただいております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 東京都の、あの問題について、新聞報道なんかで見るとはすけれども、あの判断は、救急隊の人が、いろいろ交錯されて病院を探して、こっちも断られ、あっちも断られという様な形で、こう回されたという様な判断で、そういう形になったと。それではいけないと。これは病院間の中で、病院同士の連携を、これから保っていく様な、新しい新システムに変えていくんだという様な新聞報道も出ておったんですけれども、現実には、いろんな難しい、都会の話ではない、田舎の話なんで、そこまで僕が言う必要もないんですけれども、万全を尽くしていただいておりますと思うんですけれども、そのへんの抜かりのないことで、こう手順よく、こううまくいけておいたら問題はないんです。そやけども、その手順だけちょっと聞かせてもらいたいと思うんですけれども、そういう病院間でも連絡をしてもろたり、隊員が本部に電話をして、搬送しよう間に、次の病院をあれしてもらおうという様な形になりよんか、決定してから走るんか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 一応ですね、搬送先決定してから搬送しております。

それで、今、幸せなことにですね、何とか、第1回、2回ですね、ほとんど95パーセントはですね、1つ、2つの病院を当たった段階で搬送先が決まっていると。5回以上もですね、かかる、5つの5カ所以上も当たる様なことは、年間通して、ほとんど1回か2回有るか、無いかという様な状況でございます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） それから、もう1つ聞きます。周産期医療ということで、そういう妊婦の方の、そういう救急患者ができた場合は、それは、二次、三次という様な形では、どこへ搬送されますか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 一応ですね、産婦人科のあります、この近隣の病院ですね、一番近い所であれば、宍粟総合病院それから赤穂市民、それから津山中央、赤穂中央ですか、この辺に当たっております。

今、議員さんご心配の、その産婦人科関係ですけれども、田舎でですね、出産が少ないということもあるんか、また、各々の専門の担当ですか、病院にずっと掛かって健診も受けておられるのか分かりませんが、都会でああいう10何カ所も断られたとか、遠くへ搬送したという様なですね、事例は現在のところございません。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） その点は、安心してええんやなという感じがあるんです。

それから、1年間の救急出動して、また患者を搬送したというような形のデータを、ちょっといただいたんですけども、これ見てびっくりするんですけども1カ月で、やっぱり80件ぐらいは、救急車の依頼があるわけですね。年間では、800件超えていく様な状況の、今、救急隊が出て、出動してある様な状況は、間違いのないわけですね。

〔消防長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 間違いございません。昨年が767ですか。今年がですね、11月末現在で777件。もう12月で、大体70、80件ありますとですね、当然、800件は、今年は超えるという予定にしております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 大変なこれ、任務を背負ってもらうわけなんですけれどもね、今の答弁、説明の中で、これだったら、佐用町に住んでおっても、救急医療のことについては安心できるなというふうな感じがあるんですけども、心配するんは、これから、今後、やっぱり医師不足とかいう様な形で、共立病院さんにおいても、いろんな病院さんにおいても経営が大変やというような話が、こう耳にする様なことはあるんですけども、町長、そのへんのお医者さんとのコンタクトは、医師会通じて一生懸命頑張っておるとこだという様なことはよう聞くんですけども、もう一度聞かせていただきたい。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵邊典章君） 先般も、郡医師会の方からのですね、要望書が出た。ありましたということも、皆さんにお伝えして、その内容も状況もですね、お話をした、さしていただいたところですが、救急医療、第二次と言いますか、ほとんど受け入れは100パーセントして、直ぐ受け入れしていただけてますけども、実際に、そこで処置できる専門医というのは、中々全て確保できていないのが、できないのが現状で、その医療機関の連携の中でね、三次医療、救急、それぞれの専門医療にですね、早く、直ぐに搬送できるような体制をとっていただいている。

その連携が、今、各病院の努力によってうまく機能しているということで、何とか、今、こう安心できるということなんですけれども、これを維持していくということがですね、町内の、その2つの病院の救急指定そのものについてもですね、中々それを経営的にも、スタッフを十分揃えてですね、これを続けていくのは、非常に大変だと、厳しいということと、もう1つ他の、そういう三次医療ですか、専門医に受け入れていただいている病院についても、はや、もう赤穂市民病院なんか、もう市民優先という様な話も出てますし、まあ、姫路なんかにおいてもですね、中々救急医療が崩壊しているという様なことを、市全体でね、ということも聞きますし、今、岡山の津山中央病院が、相当まあ、そのスタッフが揃ってですね、今、受け入れていただけていますから、助かってますけども、これも岡山の中でどうなっていくか、そういうことを心配をいたします。

町としては、そういう所へ頼っていくことの中で、非常にまあ、財政的には、そういう、他の県、また他の市という中で努力していただいているところにですね、お世話になっているという状況でありますのでね、医師会の方は、何とか地域医療、医師会の先生方も守っていききたいという、非常に努力をいただいておりますけれども、行政と、町としてもですね、やはり医師会と一緒に、努力をしていかなきゃいけないと、そういう状況ではないかと思っております。非常にまあ、将来的には、心配なところはたくさんあります。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 次にいきたいと思えます。

予算編成ということで質問したいと思えます。

先に、ちょっと県の方の状況の質問を、ちょっとさせてもらって、それから町の方へ行きたいと思えますけれども、県の方では、こういう形で、新行財政構造改革という様な形で、ゼロベースから見直していくんだという様な形で、職員の定数も、この10年間で平成30年までには30パーセント削減して、2,700人程削減するんだということで発表をされております。それから20年、今年から22年の3年間に亘っては、団塊の世代が退職するようなことで、3年間で15パーセント人員削減していくんだと。それで、残りの7年間で15パーセントという様な形のこと発表されておりますし、給与の減額という様な形で、知事も600万円も削減、1年間に600万円削減するとか、それから一般の職員も、当然8パーセントも削減するんだという様な話が出ておるんですけども、その、県が、そういう様な形で、削減していくという様な形になると、町の方も、相当影響が出てくると思うし、それから、いろいろ県に要望しても、そういう削減を県は強いてきよんの、町が、努力してないがなという様な、そういうことは、現在のところは、佐用町には関係ないですか。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁。

町長（庵逄典章君） まあ、町の方は、町の方として、これまで県に先駆けてですね、そういう行革を努力してきているという、そういう思いもあります。県は、逆にね、これまで、その辺ができていなかったものを、今、どうしても、財政状況生まれた中で、努力されているということだと思いますし、ただ、その県の、今、そういう行革の中で、当然影響は、大きな影響が出てくるということです。私達も県民の1人、県民でありますし、町も県の中の町でありますから、そういう県の事業、いろんな行政、県が行っている行政サービスとか、いろんな面でも、もう今既に、こうして大きな影響が出てきているところであります。ただ、町についてもですね、それは、県、市町村を、いろいろと指導する立場としてですよ、町の行革の進捗、内容については、常に、いろいろと指導も受けますし、チェックもされております。当然、町としても、今後、計画に基づいてですね、人員の削減も行っていくわけです。これは、やっぱり合併をしたからということだけじゃなくって、合併しない町においても同じことで、県も、そういうことだと思います。それだけの人員ぐらいを削減していかないと、将来に亘っての財政収支バランスが付かないと、そういう中での計画であろうというふうに思っております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） それから、一般事務費も30パーセント削減すると。また施設費、施設維持費も15パーセント削減。事業費についても30パーセント削減しますよという様な形で、今まで佐用町は、ある程度長期的に考えておった様な事業、あるいは道路の改修とか、いろんな形の中でね、当然、そういうふうな率で県も縮小してくるさかいに、今までの事業もできなくなっていくという様な現状が表れて来ようわけなんです。

それで、県の新行財政改革構造改革の視点という様な中にね、国と地方、県と市町の新たな関係の構築という1条入っておるんですね。その新たな関係っていうのは、どういう、見直しを、こういうふうにしていきますよとか、新たな言うたら、今までのことと、どういうふうに変化していくんか、変わっていきこうとしよんか、変えようとしよんか、そのへんのことは、町長、どういう考え方お持ちですか。今までとは違うんですね。という釘さしてきとると思うんです。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは地方分権にもかかわるという話だと思います。

ですから、県が、これまで行ってきたことをね、市町村が、それを代わって行って欲しいと、やって欲しいという、そういうことを大きく新たな関係という言い方をされているのではないかと思いますけども。まあ、そうなれば、そういう県のですね、行財政改革の、ある意味では、しわ寄せをですね、市町村に押し付けられてしまって、市町村の方が、また大変だということでは困りますのでね、それについては、新たな関係と言われても、一方的にと言われても、市町村としては、県に対してですね、当然、県が行って責任を持っていただくことについては、県に引き続いて責任を持ってやっていただかなければならないという主張は、お互いしていかなきゃいけないと思っております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 当然、ものすご、こう柔らかいね、ええ言葉で新たな関係じゃ言うてというような感じ、それは確かに地方分権の中で、いろんな関係が、新たな関係やと言われりゃそうかも分らん。だけど、現実には、こんだけ県が厳しい財政の中でやっていきよんやさかいに、市町村も、そのつもりの今までよりも収縮していきますよという様な、新たな、今まで県が出しよったものについては、市町村も堪えてくれやという様な形になってくる様な形が、そこに出てくると思うんです。

そやけど、もう1つね、県と市町の負担によって実施する事業について、全ての事業が同一内容で一律に進めるのではなく、地域の実情に応じた展開を図る方向、地域の実情に応じた展開を図るんだということも書いてあるんで、その辺は、地域の実情、やっぱり兵庫県の中から中央から見たら、佐用とか、そういう所は、ものすご恵まれてない地域になるんで、その地域の実情いうもんを、十分に県の方に訴えてもろて、それに応じた、実情に応じた予算なり、いろんな事業を獲得するという、これからが、町、市町のものすごい、その感覚の違いによって差が出てくるようなことが、これから益々起こっていくんですよ。今まででも、そうだったと思うんですけれども、やっぱり、その財政的に、何とか頑張ろうとうところには県がさじ加減とかいう様な形になってくると思うんで、その辺のことはどうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 当然、町としてはですね、この地域の実情を訴えて、県としてですね、何とか責任、県としての責任を果たしていただくようにですね、要望を重ねていかなきゃいけないということであろうと思います。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） まあ、あの、そういう形で、何か、県の財政改革という様な形で、本当にこう、私達も地方議会に関係する者もね、ある程度、こういう気持ちの上ではゆとりがあった様な気持ちで、兵庫県は、ものすご優秀な県で、大阪府の問題が出た時なんか、兵庫県は必要ないわと。兵庫県は、まあええがなという様な感じでおったんですけれども、にわかに兵庫県がクローズアップされて、例えば、兵庫県がワースト1やワースト2という様な形の財政規模になっとんなという様なことも、ずっとこう、報道で出てきよんですけれども、大阪より、未だ酷いでっせという様な感じで指数なんかを見れば、そういう形で報道されております。

そういう中でね、私達も兵庫県から逃げるわけにもいきませんので、当然、その中の1つではあるんですけれども、その辺のことも踏まえた中で、この市町村の佐用町も頭を、ちいと切り替えていかなんだら、今までと同じ様な形で行くようなわけにはいかんの違うかなというふうに思っております。

それで、もっともっと聞きたいんですけど、次に行きたいと思います。

この間、連絡会の中で説明があったんですけれども、県の方は、いろいろとしてもろて、

河川改修についてね、今度やるという様な形で、16年の水害について、台風による水害では、この上町から役場周辺、特に駅前、栄町、川原町が、大きな水害になったわけなんですけれども、この文化情報センター建設によって土地が上がり、土地が嵩上げされて、大川の増水あるいは逆流する水門等の影響で排水できず多くの家屋が床上浸水をしたわけなんですけれども、その後排水路工事は進んでいるんですけれども、肝心の終末の排水場が、未だ可動ポンプで排水するという様な形で、何ら進展はしておらない。自然排水できるような形で、いつも私は、議会の中でも訴えて来たんですけれども、そういうことは、考えていただいておりますと思うんですけれども。

それと来年度以降の、そういう計画を聞きたいんと。

それから、もう1つは、井出の吉福の井堰、大成の井堰、間嶋田の井堰等の計画を、ちょっと話していただいたんですけれども、もう一度、ちょっと詳しく、何年度から、あれやりますよという様な形で、吉福の井堰それから大成の井堰それから、今、土取ってもらいようなんですけれども、あの辺もきれいに土取ってやりますよと。それから、まあ、川原町の橋の上になるんですけれども、あれが、間嶋田井堰になると思うんですけれども、あれはいらわないという様な形の説明は受けたんですけれども、もう一度詳しく説明をいただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁ください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あの、そういう水害対策、その一番懸案であった、この井堰の改修ですね。

それと、後、それに伴う水路の改修等ありますけれども、これ順次行っていかなきゃいけないということで、何とか、大坪の井堰そして大成井堰、その井堰を改修するという。この間、説明したとおり、今、詳しくと言われますけど、この間、説明した以上のことは、今のところはお話なり、そういう予定でやっていきたいということでお話をさせていただいています。できるだけ県も、非常に厳しい財政状況の中なんですけれどもね、最優先で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） この井堰の改修についてはね、水利組合とか、それから、その関係する集落の人なんか、相当理解していただいて、井堰の改修というところまでこぎつけたことはね、これ町長、一生懸命やってもらったということで、ご苦労だったなと思いますけれども、今後、これからの事業なんでね、今も、ずっと話しておりますように、県も大変な財政状況の中で、やっちゃると言うていうことなんで、それは抜きたくね、年度をきちっとして、何とか水害のないような形でね、この事業は進めてもらいたいという計画通りにやってもらいたいというふうに思っておりますので、今一度努力をしてもらいたいなと思います。

それから、もう1つ、その町のことなんですけれども、合併時の時に、合併特例債の事

業についてね、ずっと、こう合併特例債には、121億ほどの合併特例債の事業をうつような形で、県の方に書類申請言うか、出すんやという様な形で出して、それで、合併の特例債を使って、今現在、特例債も基金も合わせて大体50億ぐらい、こう使っていくような形になっただけですけども、事業費としてですよ。その辺、これから、その特例債を、どういふものに重点的にいきたいんだということが、ひとつ聞かせてもらいたいんと。

それから、先日も議員さんの方に本庁舎をね、建設するんは、この特例債のある間に、何とか考えたいんだという様な発言がありましたので、まあ、本庁舎を考えるようなことも、特例債の中で考えられるんやなど。それは、悪いことではないし、その辺のことも、視野に入れてね、特例債の使い道を考えておられるんだなということを思うたんですけども、その2点。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 合併協議の中でですね、新町まちづくり計画、そして、その合併特例債の一応、枠をですね、国から、頂くためにですね。それぞれ旧町で、こういうことに使えるのではないかと、使いたいということで、その事業をですね、集めて、それで、120億ぐらいですね。121億でしたねの申請をして、それで一応、その元に121億という枠で認められているということです。実際には、これを実施する段階でですね、十分に、それを精査しながら、また新たな課題が出れば、その10年間という枠の中でね、こういう物を活用して、合併後の新しい新町の、この基盤をきちっと作っていくという、その財源としてですね、有効に活用していかなければならないというふうに思っております。

ただ、特例債もですね、あるから全部使ったらいいと、こういうものでもありませんし、まあ、はや先に合併した1つの例として、篠山市のようにですね、いろんな物をつくりすぎて、今非常に財政難で、10年後にですね、大変な財政危機に陥っているという様な所もあります。そういう例も十分に私達はよく学びながらですね、今後、この特例債を10年間の間には、やっぱり事業が、その事業が、どうしても新町の為に、町の為に必要な事業であれば、一番有利な財源でありますから、活用していかなければならないというふうに思っております。

今、先ほど言いましたように、事業ベースで50億。起債ベースでですね、40億弱が特例債事業として、この3年間で、一応、起債をしておりますけれども、その内、半分はですね、基金として造成をしたということでもあります。

今後、まだまだたくさんの事業があります。道路についてもですね、この特例債を使って改良しなければならない道路もありますし、また、やはり職員の、やっぱり削減を考える中でですね、効率的ないろんな運営をしていく上に施設の統合も考えていかなきゃいけない。例えば、給食センター等も、各学校でやっていたり、センターの老朽化をして、もう早く整備しなきゃいけない所もありますし、そういうこと含めて、センター、給食、新たな給食センターを建設するということも1つ念頭に置かなきゃいけないと思っておりますし、先にご質問にありました、この庁舎につきましても、どういうふうにするか。そういうことが必要であるというふうに、皆さんの合意が得られればですね、当然、この特例、合併して、新しい1つの庁舎をつくる。これは、特例債の目的としては、一番、これに合った目的でありますので、こういう事業にも使えるということでもあります。

これから、まだ、その当時ですね、その特例債事業として挙げてきた項目の中にはですね、やはり、今の状況の中では、やはり、それを、そういう事業をやると逆に将来的には、大きな財政負担になってしまうような、そういう事業もありました。だから、そういうことについては、今後、先ほど言いましたように、それぞれ再度、よく、その内容をね、精

査しながら、検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 確かにね、121億という様な形で、その当時の合併特例債の枠組みはね、当然、皆認めたとこではあるんですけども、その中でも入ってなかったようなものがね、やはり合併特例債として精査した中で使われてしとう、高度情報通信網のこと。それから、また姫新線の高速化という様な形の特例債は、合併当時は、そういうことは考えれなんだことに使っているということね。ほな、それが悪いことに使うたか言うたら、そうじゃなしに、ええことに使うたさかいに大変喜ばれておるとい様な形で、まあ、そういう時代の流れと共にね、3年前に考えておったことが様変わりになっていきようとい様なことも当然あって、当たり前の話なんで、今言ったような、その特例債に入ってなかった、2つのことも特例債に入れて事業を進めていきよるといことは、僕は、ええことやと思います。

それから、当然120億あるさかいに全部使う、事業せんかいという話でもなしに、それから基金として積み立てとういことは、20数億あるい様なことも含めてね、将来に亘って、また、それがまた使えることになるんで、当然、積み立ててもいいですよという、法令の中で積み立てていきよことやさかい、それはええと思うんです。

それから、まあ、後はね、今言われたように、学校給食センターいんは、前から挙がっていつておった事業の1つやさかいに、いろいろと、これも精査してね、一番ええ方向で、今食育あるいは給食の問題、子どもに食べさせる物の問題について、いろんな問題が出ておる時なんで、それも考えて、今からでも考えるんは遅くないと思うんです。そやけど慌ててどうこうじゃなしに、最良の物をね、していくといことは一番大事なことなかなと思っております。

それから、まあ、中央公園い様なこともあって、これ、ちょっとその時も議論したんですけども、これはまあ、中央公園のことは、何かありますか。町長。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵造典章君） 当時の、そういう枠をですね、確保するために、1つの構想の中で中央公園い様なですね、幅広い言い方で挙げておりますけれども、実際に、その中身いものをね、十分に考えて、まだ計画をしていたわけではありませんし、イメージ的には通常の公園い考え方ではなかつたといことで、今、スポーツ公園とか、通常の、そういう施設としては、南光スポーツセンターとかですね、それぞれの施設もありますし、公園としては、天文台公園とかですね、それぞれ、いろいろと十分に、今ある施設をですね活用していく状況ですから、将来、町のいろいろな交流人口、また観光とか、町の活性化につながるような、そういうものの公園であればね、いいんですけど、1つは、今現在、姫鳥道で残土の処分地としてですね、今造成している、あの広い土地を、どう活用するかと、そういう中で、あそこは広い土地なんでね、中央公園いという名目、中で、その枠組みの中に挙げていたといことです。

ですから、まあ、公園は別にしてですね、もう姫鳥線の工事も来年度で終わりますし、あの用地、かなりの広い用地をですね、これから、どう活用していくか、そういうことについては、この財源としてね、必要な財源であれば、この特例債の活用なんかも考えなき

ゃいけないということだと思っております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、後2分です。

19番（森本和生君） はい、特例債ね、今、話された、そのとおりだと思います。

中央公園も、枠組みの中でね、枠取りしとこうやという様な形でやっていったこともあります。それと、この合併の特例債、今まで使っておることについてもね、やっぱり町長の目指すね、その安心安全のまちづくりをするんだっていう様なこと。それから、足の確保についても、当然使っておるという様な。それから、教育の問題、公立学校の建設の整備とかいう様な形で、特例債を、相当な金額使われて、また高度情報のことで、町の端々まで、その情報が同じ様に提供ができるって、どこにおっても佐用町にどこにおっても、同じ様な情報が得られるんだという様な形の中で使われておるという様な形でね、それから、また子育ての問題に、また使うんだという様な形で、町の目指している

議長（西岡 正君） 時間が来ました。

19番（森本和生君） はい。

まあ、そういうことで、一生懸命やっていただきたいと思えます。以上です。

議長（西岡 正君） 森本和生君の発言は終わりました。

続きまして、17番、山田弘治君の発言を許可いたします。

〔17番 山田弘治君 登壇〕

17番（山田弘治君） 17番、山田です。最後の一般質問になりましたけども、早速入らせていただきます。

残された335日任期のなかでということで、一般質問を町長にしたいと思えます。

正職員417名のトップとしてスタートした町長の任期も1年を切り、最終段階に入ろうとしております。過ぎた3年間を総括し、残された限りある期間で、どの様なまちづくりを目指し、町民から与えられた任期4年を、どうまとめようとしているのか、町長の率直な気持ちを伺いたいと思えます。

次、具体的にお尋ねしたいと思えます。21年度予算編成の基本的な考えの中で次のことについてお伺いしたいと思えます。

まちづくり課を初めとする課の再編を考えているのか。それとも現状維持とするのか。

次に、私は、支所は基本的に必要であるという考えを持っておりますけれども、現在の時点の、現在までの利用状況は、どの様な状況であるか。

次に、つきましては、初日の日に議員さんの方から質問が出ておりますけれども、私も重なる部分があると思えますけれども、お尋ねをしたいと思えます。

庁舎の建て替えの時期はいつか。

それから、非常に問題になっております産科問題の現状と今後の取り組みは。

次に、9月議会だったと思うんですけれども、ウインクとの受信契約、受信料の支払について、年2回にしてあげて欲しいんだということで、最終的には、町長は、話し合ってみるという話だったんですので、再度、それについて、現状をお伺いしたいと思えます。

それから2、土地の有効活用について。

イ、旧リバーサイド跡地のグラウンドの有効活用はどうか。

次に、旧久崎支所の物件はどうなっているか。これは先般の協議会で聞いておりますけれども、それまでに出しておりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、今議会の一般質問の最後となります山田議員からのご質問にお答えさせていただきます。

残された335日任期のなかでということですが、合併後の新町の運営を担って3年が経ったと言いますが、4年の任期から言えば、1年を切ったという言いの方が適当なのかどうか分かりませんが、この3年間を総括と言われましても、中々ゆっくりと立ち止まって振り返る余裕もなく、毎日ほとんど休むことなく走り続けて来た感じがいたしますから、未だ総括するという様な中々気持ちにはなれませんが、この3年間、合併の必要性を説いて、皆さんと共に新町をつくってきた責任者の1人として、やはり合併をして良かったと町民の皆さんに安心してもらえるように、まずは町運営の安定に努力をしてきたところでございます。

今、3年という1つの節目として、町の現況を見ました時に、合併後の積み残された調整事項も大方片が付き、旧町からそれぞれ引き継ぎました事業も、ほとんど計画どおり実施をできましたし、情報通信基盤整備事業など、新たな事業にも取り組みながら、一番、懸念をして心配をしておりました財政についても、当面の見通しをつけることができました、町運営も一応の安定が図られたのではないかなというふうに思っており、私なりに、町長としての3年間、当面の責任を果たせたのではないかなという感じは持っております。

これまで、この3年間、議員の皆さんをはじめ、町民の皆様、また一緒に頑張ってきてくれている職員の皆さんにもご協力に対して、改めて感謝を申し上げたいと思います。

しかし、これから後、合併特例期間7年、この特例期間が終了した後も、安定した行財政運営によって、町民の皆様が安心して暮らせる、安定した町にしていく、するために、また、まだまだたくさん大きな課題が、たくさんの課題が待っております。その責任を果たしていく努力を、更に増していかなければならないというふうに思うわけです。

特に、行政改革を着実に進めていく必要がありますけれども、これは、どうしても一足飛びにはできません。1年1年を着実に進めていくことが大事だというふうに思っています。そういうことを念頭に置きながら、来年度、21年度につきましても、非常に、景気が、この様に悪化して、不景気、非常に暗い状況、厳しい状況の中でも、税収においても、相当、また町の国からの交付金等においても、かなり厳しいものが想定をされる一方で、町といたしましては、景気対策の上でも、各それぞれの地域の要望に、できるだけお応えをしながら、町民福祉の向上に努めていきたいというふうに考えております。

それでは、まず、21年度予算編成の考え方の中での、それぞれのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、課の再編を考えているのかとのご質問でございますが、行政事務が細分化、専門化するに従って、いわゆる「縦割り行政」の弊害が指摘をされます。特定、緊急の課題などに対してはプロジェクトチームなど横断的な機能を持った組織を活用するとともに、時代に対応した組織の改革なども含め、組織の硬直化等の問題が起きないように、定期的に見直しを行う必要があると思っております。

本町の場合、特に合併という特殊事情の中で、住民サービスの低下を招かないような配慮ということで、安定した町政運営を行う為に、ある程度細分化した課を、当初設置してありましたけれども、合併の職員異動において、また勤奨による退職や世間で言われている団塊の世代の退職ということもあり、職員数の減少を加味しながら、毎年組織の見直しを行ってきたところであります。

本年度末におきましても多くの職員が定年等に向かえ職員数の減少が見込まれます。このことから、課の再編をはじめとした行政改革や業務改善につきましては、町民サービスの低下を招かないように配慮しながら適時取り組んでいく考えでありますので、ひとつ、ご理解いただきたいと思います。

次に、支所の利用状況についてのお尋ねでございますが、支所にもいろいろな業務がありますので、一概に業務量が多いとか少ないとかとは言い切れませんが、住民票等の発行における窓口業務においては、支所は減少傾向にあり、本庁における発行業務が多くなっております。これは、福祉関係、農林、建設関係等専門的な部分が本庁にありますし、また、文化情報センターなどの利用など、どうしても支所より本庁を訪れられる方が多くなることは当然であるというふうに思っております。

次に、本庁の建て替えの時期はどうかと申すことですが、先日の敏森議員からのご質問にお答えしましたように、私なりに、いろいろと考えておりますが、これから、皆様方のご意見を拝聴し、また、いろいろな機会に協議をさせていただきながら、できるだけ早い時期に、その方向を出していかなければならないというふうに考えております。

次に、産科問題についてというお尋ねでございますが、この今年、非常にクローズアップされた、特に産科の医院の不足、いろいろな救急医療が緊急の医療が受けられなかったという様な、そういう事例が全国でも出ているわけです。その少子化の中でですね、地域に産科医院が欲しいという希望は、どこの市町村も持っております。佐用町にも、そういう病院においてもですね、産科を設けていただきたいという気持ちは、本当に強いものがありますけれども、医師会にも、いろいろとお話をさせていただいておりますけれども、現在の医師不足と病院経営の悪化の状況の中では、とても今の町内の病院の中で産科を作っていただくことは、これは無理なようでございます。

次に、テレビ利用料の払い込みにかかるウイックとの交渉状況ということでございますが、6月議会におきましても分割払いにできないかとのお質問をいただいております。その後、基本サービスの年2回払いについて姫路ケーブルテレビに、担当者の方からお願いをしましたが、消費税を含み1カ月525円の利用料金から町にケーブル使用料300円を支払い、残りの200円で年2回の振込み手数料や人件費等を捻出することは、大変困難な状況になりますとのことで、現行のままでお願いしたいという返事をいただいております。

姫路ケーブルテレビといたしましては、現行の利用料金・サービス水準を維持していきたいとのことでございますので、一括払いが非常にご負担になる方におきましては、それぞれで積み立てしていただいて、年一括払いの方法でお支払をいただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、旧リバーサイド跡地の活用ということですが、ご承知のように一時利用としての残土が全て除去されましたので以前の広いグラウンドが確保されております。旧のテニスコートとの境のフェンスも今は取り除かれておりますので、比較的余計広く感じるところでございます。跡地計画につきまして、内部的には笹ヶ丘荘の経営面と跡地の利活用の両面からの検討をするように担当課に指示しておるところでございますが、当面の利用に当たりましては、前に利用されていた地区や地域の皆さん方とも相談させていただきながら、グラウンドゴルフ等に使用いただけたらと思ひ、その様な形で、一定の整備を、今後行っていきたいなというふうに考えております。

次に、JA 久崎支所の跡地につきましては、先の議員協議会でお話させていただきましたように、将来的に隣接する土地と一体的な利用ができるように、町として購入をする方向、JA さんの方とですね、今後交渉をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁させていただきます。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） まず始めに、町長も、残り 1 年を切ったということの中で、率直な気持ちを聞かせていただいたわけですがけれども、私なりに、こう見てみますと、やはりいろんな町民の、身近な事業を確実にされてきたなという感じを持っています。されてきたと、私は思っております。

で、あの、最近、光、アナログからデジタルに、2011 年の 7 月 20 何日でしたか、切り替わるということで、替わるということで、それに先立てて、光ケーブルを全町に張り巡らせたということも、非常に考え方によっては、非常に先取りされたなという思いを持っております。

それから、非常に乳幼児医療に関しても、県は 3 年生まで、これを町は 6 年生までということにされました。

それから、各旧町から引き継がれた事業も非常に確実されておりますし、緊急対策についても、住民の立場に立ってされております。そういった意味で、残り 1 年間で切った中で、最後のまとめに入られると思います。それで、町長として、佐用町長として、最後の予算を組まれるわけですから、その中で、更に、より中身のある 4 年間で終わっていただきたいなという感じを持っております。

まず課のことなんですけれども、私、かねがね、皆さん顔を見ながら、本会議の時におるんですけれども、果たして、この 2 万強の町に、これだけの課がいるんだろうかなという気持ちは、率直に持っております。ただ、まあ、合併という特殊事業がありますので、やはり旧町で皆さん方は、人間的にも能力的にも素晴らしいということの評価の中で、課長に抜擢をされた方々が、この佐用町に寄って来るわけですから、やはり旧町の町長さん方の話の中で、やはり 1 人でも多く、その職に就けてやりたいという思いの中で、私は、支所の場合は、支所長入れて 3 人の幹部の方がおられましたし、それからクリーンセンターを入れて 17 の課があったと、で、その後、19 年でしたかね、スポーツ振興課と住宅管理課ですか、これが、それぞれの建設課と生涯学習課に移ったということのを合わせ考えると、やっぱり、そういう配慮があったんかなという気持ちがしております。

で、私達、町民の方がよく言われるのは、まず皆さんも職員が多いなということ、まず言われます。その次に議員が多いなということも言われます。それでも議員は 7 ヶ月後には、54 を 22 にしたでなということも言われます。その次に言われるのが、何で、ああいう課がいるんかなという疑問を素朴な疑問を町民の方が持たれております。そこら辺、町長、これ町長会で、当時、町長会の会長もされておったんですけれども、今の行政の細分化の中で、やはりきめ細かい行政をしようと思うたら、こんだけいるんだという様な話だったと思うんですけれども、その点は、この様な、その後、支所は課長はなしにして、支所長が兼務するということになっておりますし、先ほどの 2 つの課が、こう吸収されたということなんですけれども、その辺はどうですか、発足と、スタート当時の話としては、率直なところ、どういうことで、そういう 17 の課を持った、置いたか、再度聞きたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、やっぱし合併という特殊事情、それは、人事的なことも、それはその特殊事情の中に入ることは確かだと思います。

しかし、一番大きな理由は、合併して段階的にですね、こうやっていかないと、町民の皆さんに、非常にいろんな混乱をしたり迷惑をおかけするということ。ですから、それぞれ対応する課というものをですね、ある程度細分化して専門的に持ってですね、安定した、この、まず運営ができるようにいうことを、考えて必要な課の設置ということで行っております。ですから、当時も、全ての旧町あった、例えば課長が、そのまま課長になっているわけではありません。ほとんどが、まあ言うたら降格みたいな形で、配置をされておりますし、それを業務を行う上でですね、1年、2年、業務が安定する中で、できるところは統合していくという形で進めてきたということにして、今、非常に、ここ課長も多いというふうに当然、人数から見れば見られるんですけども、やはり、これは施設がありますし、それぞれ事業所があります。今言われた支所があります。だから、今、それぞれの通常担当業務、基本的な業務の中での課というものにつきましては、私は、後1、2の部分は、将来的には統合していけるというふうに思いますけども、これだけ、それぞれの課の業務が非常にたくさんある中で、ある程度は、その1人の課長が、全てを見るという形、町は部制を引いておりませんから、1つの方法として部制を引けばですね、また、課の組織的には、いろんな考え方もあるんですけども、課長が、やはり少なくとも、人が持てる人というか、限られた能力の中、誰においてもね、中でまとめて業務を行っていく上でね、余りにも過大なものを1人の人が責任を持っていくというのは、中々難しいという点もありまして、それ程、その今の課が、1つひとつ見ていただければ多いということではないと思っております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） 町民に、よりきめ細かいサービスをするためにも、今の課が必要であるというお話もあった様に思うんですけども、昨日でしたか、石堂議員が一般質問を出して、通告書を出して、そして昨日されたわけですけども、その時に現場に行かれましたかという話をされました。行っておりませんという話だったように思うんですけども、皆さんは、人間性と能力が優れておるということで課長に、町長が指名されておるわけです。私らは、多くの町民の指示をもろて出て発言しよんです。その重みはあるんです。その重みのある発言に対して、現場に行っていない。確認をしてないという様なことはね、果たして、今言う、狙いとする町民によりきめ細かいサービスをするんだということとは、ちょっと、私、離れた部分の話だろうと思うんです。

で、これは、まあ他町の話ですけども、聞いていただきたいんですけども、その所轄の委員会が町内を回ったと。まあ、いろんな所行かせていただいたんで、1つ是非とも言わせていただきたいんですけども、私も旧上月町に住んでおりまして、処理場、し尿の処理場があります。私も、横は通ったことあるんですけども、中に入ったことがなかったんで、非常にまあ、委員長なり局長に感謝しておるんですけども、初めて中へ入らせていただきました。あの建物は、非常に山と山との間の非常に暗い所にあるんです。しかもそれは、しかも中に入ってみますと、本当に、こんな所で仕事をようしょってやなという所

で、黙々と作業をされておるんです。で、私、いろいろ説明を、まあ、これ説明をされた方も、これ、この方は、何年ぐらいされておるのかなと思うて、非常に細かに、詰まることなく、こう説明を詳しくしていただきました。この方は、ちょっと名前、ちょっと言いませんけれども、非常に勉強されているなということをして1人の方。それから、もう1人、2人おられますので、張り付けの。で、ここに来られて何年ですかと言われた、13年ですと言われました。もう1人の方は25年ですという話をされました。ああ、こんな皆さんの目に触れない所で、私達の為に、本当にこう一生懸命こうやっていただいておりますなということで、非常に、私、感激して帰ってきたんですけども、まあ、クリーンセンターの所長が、どの様に、その方を評価されておるのか分かりませんが、私は、非常にいい方が、本当に、われわれが、環境を維持する為に、本当に、あの暗い、ただもう音だけ、もう機械の音だけがしよう中で、朝から定時までされとんだらう思いますけども、非常に感謝をしています。

ところが、その反面、これは他町の話ですよ。ここの話ではありません。厚生委員会が施設を回ろうということで、いろいろ回らせていただきました。ある保育園に行きましたら、当然、そこにはトップの方がおられますので、寄せていただきました。私らにしたら、当然、そこは、私どもの園は、こういう方針の中で、子どもを、園児に係わっておりますという説明があつてしかるべきなんです。ところが、それは、議員が催促してから説明する。で、私控えとんですけども、非常に重要なことなんでね、これうちの町なり、もしないけども、私は、是非とも徹底をしていただきたいと思うんですけども、ある議員が、母子家庭、父子家庭が何世帯ぐらいあるんですかという尋ね方をしたら、3名くらいですと。位ですよ。それから、園児というのは、バスで通っている方は何名ぐらいおられるんですか。34名余りです。これは、何を意味しておるか言うたら、正確なものをつかんでないんです。数を。もし間違えておつたらあかんから、位です。余りですという表現をされておるんです。私、あえて、ここで、何で取り上げたか言うたら、多分、皆さんご承知と思うんですけど、以前、私立の保育園が、当然、今、バスで集めて来ます。順番にずっと。当然、保育士も乗っています。ところが、例えば10人乗っておつた。ところが9人まで降りて、ずっと中へ入って、そういう必要なことをされたんでしょう。ところが、時間経ったら1人足りないということで、慌ててバスの中を見たら、夏ですから、相当温度が上がっています。亡くなられました。ということは、トップの方が、70人を切る園児の家庭の状況、それから、バスで何人の方が、毎日来ようかという確認をしておかなければ、例えば、そういうことがあつても、知らずにおるという可能性があるわけです。

だから、これは余所の町の話なんで、うちもあつたら困りますので、これについては、ひとつ徹底を、しっかりと園の中をつかんでおくことね、是非ともお願いしたい思います。そういったことで、私は、もし、住民に対して、町民に対するサービス低下を防ぐために、この課が、皆さんがあるということであればね、今、申し上げたようなことは、起きないはずなんです。だから、そのことについて、これ他町のことですけども、ちょっと、町長の感想を、ちょっと聞きたい。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それぞれ職員、そして、その施設をですね管理するもの、それは、やはり、その責任として、きちっと、それを全て把握した上でですね、やはり常にチェックをして、一番安全ということ。このことを念頭にですね、仕事をしていかなきゃいけないということですから、いろんな仕事がありますから、今は、その保育園、幼稚園のお話ですけども、どの課においてもですね、それを少なくとも自分が担当する責任ある範囲内

は、きちっと、しかし、それだけではなくってですね、やっぱり、課の職員は、全体、町全体のこともですね、常に基本的なことは念頭において、勉強してですね、職務に当たるということが必要であろうと思っております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） この課のことについてはね、やはり身の丈、町に合った身の丈の数はあると思うんです。

で、まあ、町長、今、1、2ぐらいは、後考えなあかなという話をされておりましたがけれども、私どもから見れば、もうちょっとこう、整理された方が、統合された方がええんじゃないかなという気持ちを持っています。

で、確かに、量は増えております。と思います。私、十分分かりませんが。ただ、もう一つ、今日、課長休んでおりますけれども、旧上月町の場合は、この佐用町の様に、住民課と福祉課を分けておりませんで、一緒に2つを一緒にして福祉課ということでやっておりました。私、まあ、決算予算の委員長、度々させていただいたんですけども、幅が、福祉課長1人が、幅の広い範囲のことに対して、議員からの質問に答える。非常にこう、前を見ながら、非常に大変だなということの感じをしながらも決算予算をやったんですけども、恐らく本当にこうどうでしょうかね、ちょっと暫く待ってくださいとか、書類がないんで、そういうことは、私、あんまり聞かなんだように思うんです。だから、皆さん方は、人間的にも、能力的にも優れた方ですから、まあ、そういうことになった時にも、十分に答えてもらえる皆さんだろうと思いますので、この点については、今後、しっかりとした結論を出していただきたいということをお願いして次に移ります。

それと、支所に、私は、基本的には必要であるということはお申し上げました。それで、支所長に、それぞれ支所長に聞きたいんですけども、上月の支所長はスタートから続けておられますけれども、現在、支所長を含めて何人の方がおられるのか。そして、その体制が維持が望ましいのか、それとも未だ増やして欲しいのか。それとも見直し、現場の方ですから、皆さんは、見直しをしてもええかなということの現場の責任者として、どういう感じを持っておられるのか、率直なことをお伺いしたいと思うんです。

議長（西岡 正君） 町長、支所長いいですか。

町長（庵逄典章君） はい。

議長（西岡 正君） それでは、上月支所長。

上月支所長（金谷幹夫君） 当然、その機構については、当然、その支所長が、それぞれで言うもんでもございませぬと思います。当然、それは、町長、そういう中で、3役とかいろんな中で決められるものと思います。

現場におきましては、上月支所につきましては、今、10人で業務いたしております。人数的には、いろんな当然合併当時と現在といたしましては、自治会長さんなんかみえるとか、いろんなことも段々少なくなってきたておりますけれども、当然、支所についての、いろんな地域振興課の地域づくり協議会等も事務局も持っておりますので、当然、必要なものと考えております。

南光支所長（春名 満君） 失礼します。南光支所です。

南光支所につきましては、支所に 10 名。それから三河出張所に 2 名の職員がおります。で、業務については、先ほど、上月支所長が申し上げましたとおり、地域振興の地域づくり協議会等、それから南光につきましては、南光スポーツ公園の維持管理、それから特に他にないのが、三河の歌舞伎クラブ等が所管をしております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、三日月。

三日月支所長（飯田敏晴君） 三日月支所でございます。

私どもも、職員は 10 名でございます。私なりに思いますのは、人数が妥当かどうかということについてはですね、全体のことがあろうと思います。

私なりに、地域づくりという部分、やはり、ここの部分で、どの様に位置付けされるかなという部分は、どない言うんですかね、ちょっと今の時点では、これからについて心配な部分がございます。以上です。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） 町長答弁でも、窓口業務は非常に減って、本庁の方に増えておるといふ答弁だったと思いますし、今、各支所長の考え方うんか、意見を聞いたんですけれども、私は、やはり利用する方が減るとしても、やはり、それは置いていただきたいというふうに思います。ただ、職員の方が、1 日働く中で、充実感を持って終わる体制にしたいだけのこと、私は、ある部分好ましいんじゃないかというふうに思います。だから、この辺についても、今後全体的なこともありますし、ここで私はどうこう言いませんけれども、そういった考え方もあるのかなという程度で、お願いをしておきたいというふうに思います。それから、本庁の建て替えの時期です。これはまあ、されておりますので、ただ、確認だけをさせていただきたいと思います。住民に負担をかからない建て方ということで、合併特例債を使うということは、非常に望ましいことで、私も、そういう形がいいかなと思います。合併特例債を使うということは、最終、逆算してですよ、7 年後の年度には、もう既に建物が建っておるということに理解はするんですけれども、それと町長、どうですか、この庁舎については、自分の手で係わって完成させたいなというような気持ちはお持ちですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） それは、別にここでね、私は、町長として、やはりまず合併後の、このまちづくりの中でね、新庁舎を必要、こう建設整備していく必要があるんじゃないかということ、そういうことを皆さんと共に話していくということが、まず私の最初の仕事だ、責任だと思っております。そういう中で、建物がどうあるべきかとか、いろんな話も、それぞれあるでしょう。それは、その時に、私が、そういう立場であれば、当然は、責任は持ってやっていかなきゃいけないわけなんですけれども、今、この段階でね、全て、そんな先のことまで、私がお話ができることではございません。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） これは、やはり、今の複雑な使い便利の悪い、築 40 年だそうですねけれども、非常に各階にも会議室もあつたりなかつたり、この 3 階の他の室についても、委員会室もない、傍聴の方の不便さもあるという中で、なるべく早い時期から計画を言われておりましたけれども、計画を立てて、当然、議会の方は、特別委員会も設置して、議会なりの係わりかた言うんか、勉強はせなあかんと思いますけれども、そういうことでひとつお願いしたいというふうに思います。

次に、産科問題の現状と、今後の取り組みということですが、実は、町長なり、うちの議長が、度々知事に会う中で、その必要性を言っていたいておりますし、石堂県議の方からもテクノのリハビリの中でするのが一番望ましいということも聞いておりましたので、非常に私は、皆さんもそうですね、非常に期待感を持っておつたんですねけれども、そこではできないという返事だったという様に、町長、前に、その協議会の中で、連絡会の中で言われたと思うんですが、ただまあ、これは、今の現状から言うたら、割合、町が、どうこうして直ぐになるものではないんですねけれども、やはり、これは国策で出してもらっていて、やはりやっていただくということは、まず先だろうと思います。

ただ、まあ、佐用町としては、近辺、たつのにもあつたのがなくなった。婦人科になった。それから上郡もなくなった。それから、受け入れておつた市民病院も何か駄目になった。後、津山の中央病院と郡民病院。これとて、いつ駄目ですよという、こう言われるか分からないというようなことも、当然考えておかなきゃならない。そして、少子化言われる中で、産めよ増やせよということの中で、現実には、この近辺にはないという状況があるわけです。議会としても、先般、議運の中でも、とにかく 1 町だけでは、中々力が出せないんで、たつの、上郡、相生の議会の方に呼びかけていただいて、西岡議長の方から呼びかけていただいて、何とか歩調を合わせていただきたく、いかなだろうかという話をしてみるということで議会としても必要性を、まず県にお願いしていこうという話しをしております。それで、その近畿ジャーナルを見てみますと、これ福崎でしたか、大河内ですか、神河町ですか、議員の勉強会あつたんですねけれども、これ見ますと、県の町議会議長会が平成 21 年度予算の編成に当たって、知事に要望書を議長の方から、議長会の会長から渡していただいております。その中を見ますと、昨年に引き続いて、西播磨科学公園都市への産科病院の設置を、昨年に引き続き要望したということが書かれております。私としたら、やはり、ああいう中心的な所に考えていただくということが一番望ましいかなと。リハビリの中にできなくてもね。

昨日、県会が開会ですから、恐らく今日が、代表質問が始まっておろうかと思うんですけども、で、今、ここは郡から出ていただいております石堂県議が、政策のトップにおられるということで、恐らく代表質問をされていると思います。具体的な中身で言えんので、ですけども、県議としては、もう、こういう方法しか、もうないだろうなということをおっしゃっていただきました。それ、明日、新聞見てもろたら分かると思うんですけども、やっぱり、そういうことを言われておりましたんで、そういう県議との連携も取りながら、われわれ行政も議会も、これから要望を重ねていくべきかなというふうに思っています。

こちらから嫁いで行った子どもさんが、そりゃ勿論、町で産みたいという方もおられますけども、やはり実家の近くで産みたい。親も実家の近くで世話をしてやりたいという気持ちがあつたとしても、現実問題はありませぬので、1 年、2 年で問題が片付く話ではないと思いますけども、やはり、これから息の長い問題として、声を出し続ける必要が、私あ

と思うんですけれども、町長の気持ちとしては、再度、自分としても町長会もありますし、県の、そういうところとも歩調を取りながら、やっていこうと考えられておられるのか、この辺ちょっと。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁。

町長（庵逄典章君） 今、全国の現状見ますとですね、当然もう自分の町の中に、市の中に欲しいというの、これどこの市町も、そういう思いを持っているわけですが、そういう、そのことではですね、これ対応できないと。ですから、やはり、この地域で、この1つの医療圏というものの中でですね、安心して、そういう診療、医療が受けれるという体制をですね、これを作っていく必要があると思っております。

西播磨についても、西播磨医療圏という形で、医師会や関係機関が一緒になった、そういう会議があるわけです。近隣でもですね、それぞれの市民病院の整備の話の中で、たつのなんかも御津病院がですね、今後建て替えをします。その中に診療科目をどうするかと。ただ、たつの市ぐらいであってもですね、その市民病院と言っても、そこに全てですね、診療科目、専門科目をですね、設置することは非常に難しいということを知っておりますし、当然、そうだと思います。ですから、そういう、そのたつの市また相生、相生も市民病院の問題がありますし、赤穂は、赤穂市民病院という形でね、と中央病院があって、この地域の中核医療圏、医療施設になっているんですけれども、郡民病院、それぞれありますけれども、やはり将来的には、そういう地域、医療圏としてですね、中核的なものを県としてですね、考えていただくという取り組みをですね、今後していかなきゃいけないというふうに思っています。その方法しかないというふうに思っています。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） 非常にまあ、勿論この、日本の全国的な医師の問題ですので、非常に難しい問題ではあると思っておりますけれども、やはり産む所については、やはり車で、ある程度行ける範囲の中であっていただくということが一番、私は望ましいと思っておりますので、この点については、そういうお願いをして、次に移ります。

ウインクとの交渉ですが、まあ聞きましたけれども、この前は、私、9月言いましたけど6月ですね。6月の時に、喜んでいただいておりますということをよく聞きますという町長の答弁だったと思うんです。実は、私も、そう思います。もう管理もする必要もないやね。どういうことがあっても、町がしてくれるということですから。ただ、このことが、1年や2年で終わる話であれば、私は、あえて、必要に言うつもりはないんですけども、それが10年、15年、20年、私達も、10年すりゃ70になる80になるという形の中で、やはり年金、特に、その年金生活者の方が、現実問題、このテレビを見ようとすれば、年間6,250円とNHKの受信料1万5,000円ですか、2万円を超すお金がいるわけです。そういうお金を出しながら見続けなならんということ。テレビだけだったらいいんですけども、やはり、いろんな生活もせねばならんということで、本当に少ない年金の方は、非常にやりくりが困るということで、だから、私としては、それと、一番肝心なのは、将来、町が、サービスを、本格的なサービスを始めた時に受けられないという状況になることも、私心配するんです。折角ええことしよんのに受けられないという様なことを考えると、私は、是非とも、そういうふうにしてあげてもらうならんという気持ちで言い続けようです

けれども、確かに 525 円の内、25 円は、消費税。300 円は、町に払わなあかん。後 200 円ということになると、確かに、そのとおりです。それは、私も理解できます。それは、もう、この件については、これ以上ね、言うても、まあ難しいかなという気がします。

ただ、まあ、町長なり、これは担当課長の方が、まあ町長から言うてもろてもええんですけれども、その今言う年金は、2 ヶ月に一辺ですよね。それで、いつ払うとったんかな、払う時期とずれる場合がありますよね。それと、いろいろな事情があります。そういう低所得の方についてはね、私は、その 2 回にしてくれということについては、もうこれ言いませんけれども、特別な配慮をしてあげて欲しい。集落であれば、少々のことであってもテレビを切られることはないけど、片方は、当然、民営ですから、お金、儲けがあって何ぼですから、当然、受信料払わんとくに送らんと。送る必要がないということで、直ぐ決断されると思います。NHKの受信料だったら払わんでも、そりゃ電波を切るというわけにいきませんから、それはいいんですけれども、そういうことでね、私、この引き下げますけれども、これ以上言いませんけれども、この件だけウインクの方ときちとした口約束だったら、課長が変われば、私聞いてませんという話になりますので、そこら辺は、次に移っても残しておく、その約束が残っておるいう状態の話をきちっとしていただきたいと思うんで、その辺どうですか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 低所得者と言いますか、特に年金等で生活をされておりまして、所得的にまあ低い方ですね、そういった方に対して特別な配慮というお話でございます。まあ、滞納と言いますか、徴収料が引き落とせない場合ですね、訪問をして納入依頼をしておるといふような現状のようでございますけれども、訪問すればですね、当然、お家の方とお話をするわけですから、そういった家の状況等もですね、幾分把握ができるというふうなことだろうというふうに思います。

そういった中で、それじゃあ何ヵ月過ぎたから、直ぐほなら、もう止めてしまいますというふうなことではなくですね、そういう方についてはですね、度々訪問をするなり、あるいは、少しこう猶予をですね、次の年金が入るまで猶予をしていただく様なこともですね、ウインクの方にはお願いをしてみたいというふうに思っております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） 先ほども申し上げましたようにね、やっぱり課長は、ある程度おったら異動がありますので、その辺ね、きちっとしたことで残していただきたいということをお願いしたいと思います。

それとね、この間、ちょっと新聞見よったら、これは国策でアナログから地デジに変わる、デジタルに変わるということで、当初、120 万世帯、まあ生活保護の受給者に対しては、無償でチューナーを配布しようということの話が決まっておったようです。ところが、今度は、障害者がいる家庭についても、それを対象にしよう。それから福祉施設の入所者とかNHKの受信料を全額免除されている世帯に対してもチューナーを無償配布しようということで 240 万世帯ぐらいになるそうですけれども、国からされるそうです。

私、ここでひとつ私、まあ、来年、再来年の話ですか、町に、私、提案して、是非とも検討をお願いしたいと思うんですけれども、そういう方は、そういうことで救済はされま

す。しかしながら、私が、今言うておりますように、そういう生活保護以外の方で、わずかな年金で暮らしておられる方が現実におられるわけですから、町としては、独自でね、無料で貸し出すということも、私、考えてあげていただきたい。

もう 2011 年の 7 月 20 何日が来たら、否応なしに、もう電波が変わるわけですから、テレビは何ぼええテレビでも何でも、もう見られないということがありますので、これは町長、今後の課題としてね、しっかり検討をしていただいて、この佐用町から電波は変われどテレビは見れないということが、家庭が出ないように、ちょっと特別な配慮をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 国としてね、そういう政策、無償でチューナーをですね、一応、配るといようなことがされています。それは、きちっと、それは漏れがないようにね、町としては、そういう政策の中で、取り組んでいきたいと思えます。

〔山田君 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） いや、その対象漏れじゃなしに、その対象にならない人で、そういう方がおられるということに対して考えてあげて欲しいということをお願いしておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思えます。

それから、次に旧リバーサイド跡地のグラウンドの活用ということで、この前、大下議員が、実は、旧上月町の時にリバーサイド跡地を買いました。それは、買うという前提に、当然、そこを計画があって買っております。まあ、温泉の泉源も 2 ヲ所、ここと、ここは間違いないだろうということも確認しております。私としても、やはり、そこを非常に何とか、旧上月町の計画をもってしていただきたいなという気持ちは、正直持っております。ただし、今の状況から言うたら、そういうことまでもいかないうらなうという思ひです。

ただ、まあ、下の運動場についてはね、既に、町の物になっておりますので、是非とも有効な活用をされるべきかなと。で、笹ヶ丘の方も非常に旧上月町時代から繰上充当で決算を結ぶということが続いております。この新佐用町になってもそうだと思います。そういう中で、何とかゲートボール場、屋根つきのを作ってもろたらお客さんが増えるさかいにということで、作ったんですけども、恐らくそれについて何ぼかのプラスは出てきておると思ひます。それで、今は、グランドゴルフが非常にまあ、人口が増えておまして、そこへ本格的なグランドゴルフ場を作れば、私は、そのゲートボール以上にね、他町、当然、町内の方も使われますし、町外の方も、私は泊まりこみで来られるということで、私は、笹ヶ丘の為にも、笹ヶ丘の支配人にとっても、私は営業がしやすいんではないかなという感じを持っておまして、それで、そういうことを今回挙げております。ただ、まあ、はっきり、先ほど、町長の方も、もうそういう計画持っとんやということですので、これは早期にね、予算化をされて、恐らくお金はかからんと思ひます。だから、これは 21 年度の中でも、是非とも考えてね、少しでも笹ヶ丘がプラスの経営になれる様に条件づくりを、環境づくりをしてあげて欲しいなということをお願いしておきます。

それから、次に JA の久崎支所の物件ですけども、これ久崎の自治会長さんから、要望書も出ております。そういうことも受けて、恐らく町長が決断をしていただいたと思ひます。これについては、3 月、今年度中にといいふうに思っておるんですけども、それ

でよろしいですか。買収は、買収は、話、条件面もありますけれども、この年度中に、そういう話のおちを付けようとされておるんか、そこらへんちょっと。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵途典章君） 別に、今年度に限っているということは決定はしておりません。当然、そういう方向で JA さんとですね、いろいろと交渉をさせていただいたり、また地元の皆さん方ともですね、要望をいただいておりますけれども、当面、その活用にどうするか、その管理をどうするか、そういうことも、やっぱり地域の皆さんのご協力もいただかないとですね、町が、ただ土地を買いましただけではすまない話なんで、そういうことも含めてまとめればね、予算的には、当然、町のお金を借りたり、起債とか、そういう事業に乗せれる話じゃないんで、即予算化を予算をあげさせていただきたいと思っておりますけれども、できるだけ早くとは先方の要望もありますので、それには応えてはいきたいと思っております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） その裏には、旧上月中、決算の時にも、私尋ねたんですけれども、今の現在の保育所が借地の上と、非常に狭い所にあって、送迎が非常に危険であると。今度の佐用町の場合は、横付けして車、子どもを降ろして、非常にまあ、便利で安全、安全は、どうか知らんけども、便利な方法を取られておるんですけれども、逆に上月町の久崎の場合は、危険な送迎であるということで、旧城陽跡地を、そういう前提でね、そういう前提で、買った経緯がありますので、私は、ただ上月は幕山、上月、久崎とありますので、どの位置に、もし最終的な考え方で建てるということになれば、また別の方法があるかと思っておりますけれども、われわれ、私の方としては、やはり、そこに保育園をね、建ててあげて欲しいなという気持ちを強く持っておりますので、そういうことも申し上げておきたいと思っております。

町長としても、今年、最後の任期、予算を、これが決まりますので、ひとつ中身のある、自分なりの思いを込めた予算を是非とも組んでいただいて、町民に役立てていただく様な予算を組み、お願いしたいと思っております。以上です。

議長（西岡 正君） 山田弘治君の発言は終わりました。

これで通告による一般質問を終了いたします。

お諮りします。午後 1 時まで休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なし。午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 24 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き再開いたしますが、今日、朝通知をいただい

ていたんですが、総務課長が、葬式の為ということで、今日も欠席を届け出ております。
そして、三日月の支所長の飯田支所長の方から、葬式につき、昼から休ませて欲しいという届出が出ておりますので、報告いたしておきます。

日程第 2 . 議案第 92 号 佐用町まちづくり推進会議及びまちづくり協議会立ち上げに伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 2 に入ります。

日程第 2 から日程第 4 までは、12 月 2 日に提案に対する当局の説明は、終了いたしておりますので、順次、質疑・討論・採決を続けてまいりますのでよろしくお願いたします。

日程第 2、議案第 92 号、佐用町まちづくり推進会議及びまちづくり協議会立ち上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 佐用町まちづくり推進会議条例、これは、施行が平成 18 年 4 月 1 日施行で、要綱にあったものが、まちづくり委員会条例化することですけれども、この 18 年 4 月 1 日の間、その条例つくったけれども、今まで立ち上げが遅れた、遅れたどうか、今、立ち上げられる、その理由は、どういうふうなことでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 17 年の 10 月に合併をいたしまして、まず最初にですね、取り組みを行いましたのが、各地域、小学校区、概ね小学校区単位をいたしましての地域づくり協議会の立ち上げということで、実質 18 年の 5 月から 7 月ぐらいにかけましての立ち上げとなっております。

で、その間、立ち上げに当たりましてですね、いろんなまあ、取り組みに至るまで、スムーズに運営ができるまでの間ですね、地域づくり協議会の運営に、それぞれの取り組みをしていただいたというふうな中でですね、次のステップとして、条例は制定しておりますけれども、次のステップとして、今回まちづくり推進会議、こういったものを立ち上げていきたいということでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 合併時、その合併協議会の中なんかでも、その各町、旧町ごとの地域づくりを進めていく、合併してもね、そういうことで、その条例もつくってやったということで、先、地域づくり協議会も作られて、同時にまちづくり協議会なんかも一体としてね、できてくるというものだったんですけれども、それは、まあ、地域づくり協議会は、先にできていうことですが、合併当時は、やっぱり地域のやつは、ぐっと広げてあ

げていくという、その姿勢で、合併当初ね、その合併協議会の中でも話し合われたと思うんですけども、やっぱり時間が掛かったということなんでしょうかね。その、今回やられるということは。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 時間が掛かったと言いますよりも、むしろ、やはり、まずは地域での取り組みをやっていただく。それから、旧町単位、それから町全域というふうなことでございまして、そのメンバーの中にはですね、それぞれの地域づくり協議会の代表の方も入っていただくというふうなことです。まず一番最初のステップとしては、13、概ね 13 の地域づくり協議会というふうなことでございまして、そういう基礎的な部分と言いますか、そういった所から取り組みを進めたというふうなことで、概ねまあ、それぞれの協議会におきましてですね、地域の課題に合った取り組み等をしていただいております。そういったことで、18年の5月から7月の立ち上げでございましてけれども、そういった経過を踏まえながらですね、この度、まちづくり推進会議なり、まちづくり協議会を立ち上げたいと、こういうことで考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） まちづくりが盛んに、あちらこちら地区でやられておりますけれども、その中でね、ある程度は、活発な所なり、ちょっと、ちょいちょいな所もあるかと思えますけれども、特にね、これは非常にいいことだから、全町、他のところもね、やってみたらどうかという様な代物いうんか、そういうふうなものはありましたですか。まちづくり課長の方に何か来てますか。

議長（西岡 正君） はい。

まちづくり課長（前澤敏美君） 現在まあ、地域づくり協議会におきましてはですね、それぞれの地域の、やっぱり課題解決に向けての取り組み。例えば、旧の三日月と他と言いますと、やはり、それぞれの課題は違うというふうに思います。そういった意味で、やはり、それぞれの協議会に属されるメンバーの皆さんが、やっぱり、自分達の地域、住み良い地域をつくるためにですね、どうしていったらいいんかと、そういうことを考えていただくというのが基本でございまして、例えば、イベント等におきましては、今、議員がおっしゃる様なこともあるかというふうに思いますけれども、やはり、それぞれの地域で、やっぱり皆で考えて、皆で取り組んでいくというふうなことが現段階では進められておるといふふうなことでございまして、何々の課題を、ほな全町的に考えましょうというふうなことでは、今、現在では考えておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 課長おっしゃった様な中でね、イベントだけじゃなくって、やっぱり、われわれの毎日の生活の中でね、これは全町に広めて、皆が、どう言うんか、いいことは見習ってやっていく方がいいぞという様なことがあれば、やっぱり、未だ始まって間がございませんので、そこまでいってなくて、各地域の、その課題だけで、精一杯なんかも分かりませんがね、そういうやつについては、やっぱり皆が共有できるような格好の中でね、まちづくり課がリード取っていただいたらと思っております。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） そういった意味でもですね、今回のまちづくり協議会なり推進会議と、それぞれの意見をですね、1カ所にまとめていくと言いますか、そういった様なこともございますので、そういった中で、議員おっしゃる様なこともですね、出てくるんじゃないかというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） すいません、ちょっと条例改正の本旨じゃない部分も含めて4点ほどお伺いしたいんですけども。

まず1点目は、この条例改正ですが、ちょっと、私も不勉強なもので、全体的を得てなかったら、その旨ご回答いただいたらいいんですけど、大体条例改正というのは、1つの条例、あるいは規則に対して1つの議案ということで上程されるのが本来かなと思うんです。で、今回の様に2つの条例と1つの規則でしたか、こうした形で改正案が出されると、非常に、その内容をこう、見る時に、私自身は混乱してしまうので、こう何か3つ、2つの条例の改正ですね、それぞれの、1つにまとめて、こう出している理由。今回、これだけじゃなしに、別の議案でもありますが、そのあたりですね。通常、もうちょっと、1つの条例改正については、1つの議案で出していただく方が、僕はいいのではないかなというのが、まず1点。それと、条例改正の中で、まちづくり推進会議条例の一部改正の第2条、文言で集落単位という言葉が出てくるんですよね。で、この集落という表現がいいのか、私の認識の中では、一応、行政が取り扱う行政最小単位というのは、自治会と称するのかなというふうに思ってたんで、これは、条例中、他の条例の中の文言との統一性で集落というふうにされているのか、あるいは自治会という表現のともあるのか、これは統一を図るべきか、どちらが正しいというのか、望ましいのか、敢えて集落というふうに行っている意図があれば、また、その旨お答えください。

それと、もう1点、特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例ですね、これの関係で、それぞれ推進会議の顧問、委員等の日額、年額等が記載されています。で、日額、委員以下ですね、センター長まで概ね金額については了解できるんですけども、顧問のところですね、ちょっと特異な形で3万8,400円という、何に基準があるのかなという金額があがっています。で、これについては、もう既に、顧問というのが決まっていて、その方の分で、この当たりの金額というふうに算定をされているのか、別の基準があって、この3万8,400円になっているのか、それについて示してください。

それと、もう1つ最後の1点、条例改正に基づいて新旧対照表が作られています。で、

この対照表の中で、例えば、ページ数がないので分かりにくいんですけども、第3条関係ですね。佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正案新旧対照表P3757・3772とかで書いてある。ここで言いますと、現行のこの4項ですね。第3条4項、両親、インストラクターの旅費の額は、旅費条例に定める額とするというふうになっているのが、改正後には、その文言が消えています。これは、条例改正の本旨ではないので、この際に条文を何かの意図があって修正したのか、あるいは以前にしておかなければならないものが漏れていたのかですね。そういうカ所が何カ所か、これあると思うんです。

もう1カ所と言えば、参考資料で付いている規則の方ですね。行政組織の一部を改正する規則案、参考資料、これの一番最後のページ新旧対照表でP467・479となっている部分。ここで、第119条の補則のところ、改正前は、現行が114条から116条、改正案では114条から117条。で、これも1条何かが付け足されたのかなと思って規則の改正内容見るとないと。ただ単に附則の関係で条文が修正になってなかった部分を直しましたというものなのかということですね。もしかしたら、他に見落としている所があるかも分からないんですが、そのあたり、その4点お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

まちづくり課長（前澤敏美君） まず1点目の今回の条例制定の件でございますけれども、議員おっしゃるようになりますね、それぞれの条例の一部改正というふうな方法もございます。また、今回お示しをしておりますような方法もございます。そういったことで、今回お示しをいたしております1つの条例ということで、今回、これをお認めをいただけますならば、溶け込み方式というふうな形でですね、それぞれの条文が変わることとなります。

それから次に、集落単位ということで、表現をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、確かに、ご指摘の様に、自治会とい表現が妥当かも分かりません。このへんには、このへんにつきましては、何ら、そういった意図はございません。従来の集落というふうな形で考えて、この様に記載をしたところでございます。

それから、顧問の関係でございますけれども、顧問につきましては、当町の協働のまちづくりに当初から深く係わりを持っていただいております帝塚山大学の大学院教授の中川先生、それから現場を通して各地で実践をされております多可町の小嶋 明氏にお願いをしたいというふうに今考えておるところでございます。この金額につきましては、西はりま天文台公園の顧問の金額が3万8,000円でございます。その金額を準用をさせていただいたというところでございます。

それから、新旧対照表のですね、3条4項でございますけれども、この関係につきましては、両親インストラクターというのが、現在はですね、子育てインストラクター、あるいは子育てアシスタントというふうになっておるといふふうに思うんですが、本来まあ、こういった方については、特別職にですね、位置付けられておまして、敢えてここです、記載をする必要がなく、本来の旅費条例と言いますか、そういったもので、謳わなくてもできるというふうなことでございまして、ここを置き換えたということでございます。

それから、規則の116条から117条のこの関係につきましてはですね、現行に誤りがあったというふうなことで、この際、訂正をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 条例提案の方式については、可能なのかも分かりませんが、非常に何か同じ様な名称の形での条例ですね、以前のものと見比べる時とか、その中の条文について、改正案に基づく第何条の標記が出てきたり、改正したい条例の中の第何条標記が出てきたりして、非常に見比べる時に、本当ややこしいんです。で、個人的な思いかも知らんのんですが、従来どおり、できたら1つの条例案の改正については1つの議案で、当然、紙も多くなりますんで、そういう部分で費用効果縮減の為にはいい方法なのかも分かりませんが、ちょっと審議する側にとっては不親切かなという思いが、個人的にしますので、ご検討いただきたいと思います。

それから、集落という表記なんですけれども、今回については、特段申し上げませんが、一応、条例なり、通常行政が機関として使っている呼称、行政単位の最小単位ですね。については、昔旧上月であれば、うちらでしたら、何々部落とかというふうに言っていました。それを条例上は、どういうふうに表記するかっていうのは、できれば統一した方が望ましいんじゃないかというふうに思います。当然、行政が、そういうふうな単位を対象にして行政事務を養成する場合も、自治会長、自治会というふうに多分、通常説明なりお話をされていると思うんで、集落という言葉が、少し何か違和感があるとは申しませんが、できれば他の条例の文言中と表記を統一された方がいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、3点目の日額ですね、3万8,400円、お聞きしたとおり、もう既に、その要請対象が決まっているということで、できたら、これも提案説明の時に、そういうふうなことではないかということで説明にあげていただいた方が親切だったかなというふうに思います。まあ、内容については、了解をさせていただきました。

それから、もう1点、これも事務処理の問題ですけれども、まちづくり推進会議条例の一部改正新旧対照表第2条関係ですね、これ参考ページが1684となっているのは、これ1689の誤りかと思うんで、訂正をしておいた方がいいかなと思います。

1684というのが、表の右上にあるでしょう。これ多分、1684は、推進会議じゃなしにまちづくり協議会の方ですから、推進会議は1689だと思います。その指摘だけさせていただきます。

議長（西岡 正君） 訂正力所があるよう、訂正ですか。

町長（庵逄典章君） 附則資料は関係ないです。

議長（西岡 正君） はい、分かりました。
はい、他に。ないようですから、質疑を終結いたします。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、あります。山本議員。

11 番（山本幹雄君） これ元々はね、今回のあれじゃなくして、もう以前に決めているあ

れがあるんですけれども、これ集落単位に活動推進員を置くことができるじゃのうて置くんですね。自治会でも何でもいいんですけれども。それで、そこちょっと、この前町長にだったか言うた思うんですけれども、今、いろんな集落で、いろんな役があり過ぎて、皆、アップアップしているのに、大きな集落だったら活動員おいてもいいんだろうけども、そうじゃない集落がいっぱいあるのに、区長さえ居ない、農会長も居ない、そういう集落さえ、今あって、もう、そういう集落がいっぱいできようという中に、活動推進員まで、今、役を入れるといっぱいあるんですよ、保健推進員だとか、何だ、かんだいうていっぱいあって、うちの集落単位でも非常に困っているというにも係わらず、こういう状態で活動推進員を集落単位に置いていいのかなと。今、区長さん当たりもアップアップ言うている、不平不満をたくさん聞く中で、あまりにも仕事作り過ぎじゃないかな思うたりするんですけれども、これ置かなあかんのですね。置くとなっている以上。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） まあ、議員おっしゃいますように、非常にまあ、集落の小規模なところにおきましてはですね、いろんな役員を選出するというふうなことで、大変まあ、ご無理を申し上げたり、ご苦勞をされておるといふうに思うんですが、このまちづくり活動推進員の関係につきましては、現在既に設置をさせていただいております、これにつきましては、まちづくり推進設置要綱というものを設けておまして、既に設置をさせていただいておりますけれども、今回、新たにですね、条例にですね、このことを謳った方がいいだろうというふうなことで、まちづくり推進員を置くというふうなことで条例に明記をさせていただくというふうなことになってございますので、よろしく願います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） まあ、今現在も居てる言うかも分かりませんが、居てるというのは、有名無実な集落も結構あるだろうし、そして、これから、そういう集落がドンドン増えていくんだということがあつたんですね。ドンドン増えますよ。その中で、置くということに対して非常に無理が出てくるだろうという集落がある。だから、置くことができるのと、置くとは意味が違ふんでね、もううちこらえてよという集落が出てくれば、そこらへんもほんまに考えなあかんとこ一杯あるから、ちょっと、こういった文言も訂正してもらって、何でもかんでも、今、はっきり言うて、役場の仕事、今、集落単位に下ろしすぎている。だから、区長さんも大変やと、よう言われている。だから、もうちょっと、こう、今回なんかでも、はっきり言うて、以前決めたい部分もあるんだけど、議会として了承したいものもあるんだけど、あんまり、ちょっとこう、ドンドン、こういう動きがあり過ぎれば、しまいには本当に集落悲鳴上げてしまえへんかなという気がする。

だから、ちょっと置くのではなくして、置けるし、全面的にやってもらえる所もありゃいいんだけど、中々そうでもない所もあるし、いや、僕、やってもらうということはいいことなんです。これはよう分かるんだけど、全体的に、もう無理が来ている集落が一杯あるということだけは、よう頭に置いてもらいたいということを申し上げたいと思

う。

だから、置くんじゃなくして、そこれら辺も、ちょっと今後考えてもらいたいと思うんですよね。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） これ、17年の合併以降ですね、協働のまちづくりを推進をしていく上ですね、それぞれ、このまちづくり活動推進員の設置についてお願いをさせていただいて、既に委員さん活動をいただいております。

確かに、議員おっしゃいますようにですね、今後、集落数が減ってですね、どうしても集落の中で役員が選出ができないというふうな場合も、今後十分に想定をされるわけでございます、議員おっしゃいますようなことにつきましてもですね、考えながら、そういった所については、他集落とも調整をしていくというふうなことも、例えばですけれども、そういったこともあろうかというふうに思います。それぞれの地域づくり協議会の会長なり、あるいはセンター長とも十分調整をしながらですね、今後進めて行きたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） 理解は十分できるんだけど、僕の言わんとしとうことも、ちょっと逆に理解してもらいたいなという部分と。

最初、17年、合併当時にはね、確かに、そういう部分、僕らよう分からへんし、地域づくり協議会というのも、実際、まだその時に、よう分からへんいう様な部分もあったりしたもので、それで、当初の中で、認めてきたようになるけども、現実、動いてみると、各区长さん、アップアップ、アップアップ言うているのが、大変あれかなという様な部分があったりした中でね、最初思うておったんと、ちょっと違うんだなと。まちづくり協議会で、地域づくり協議会の、ちょっと違うんかなと。そういう中で今回、認めたと言いながら、まちづくり協議会が、その上へ、また今度乗ってくると。どういう形で乗ってくるか、実際動いてみないと分からへん部分があると思うんですよ。話だけではね。そういう中で、今後進める上において、いろいろ検討してもらいたいなと。丁寧に、ちょっとしてもらいたいなというふうな思いでね、言うとなんであって、町長、今、何か。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） よく、言われる趣旨は分かりますし、その実態がですね、そういう状況である。今後、そういうことは十分にですね、活動についても、組織についてもですね、考えていかなきゃいけないと思っております。

ただ、まあ、今回条例あげさせていただいている分につきましてはですね、全町に置くことができるで、じゃあ、ほなもういいよ、いいよと言われる話でも、ちょっと困るんで、まあ置くということの中で、運用においてですね、実態が、そういう状況については、今、課長申しましたようにですね、よくそれぞれの関係地域と相談させていただいて、それに

合わせた運用をさせていただきたい。

もう早既に、自治会長でも、まあ自治会長というものが、実際には、もう置けないと、居ない自治会もあるという様な状況ですから、それも、そういうことで、じゃあ、どう対応しようかということで、その対応をしておりますのでね、その状況に応じた対応をさせていただくようにいたします。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） ちょっと山本議員の関連で、私達が当初説明受けた、その地域づくりの役割ということの中でね、当然、1 集落では、もう成り立っていかないという集落も将来的には出てくるだろうと、そういう中で、そういう地域づくりの加わっとう仲間いうか、地域が、自治体がお互い助け合ってやっていくようにするのが、この地域づくり協議会の役目であるという様に、私聞いておるんです。だったら、今言う、推進員を例えば、1 つの集落では、もうないんやということになればね、隣の集落の、大変である、役割としてね、そういう方をお願いして助け合うということも、私は、この地域づくり協議会の大きな役割の 1 つかな、設置した理由の 1 つじゃないかと、私理解しておるんですけれども、その辺はどうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そのとおりだろうと、私も認識しております。ですから、そういう地域の課題、今言われるようなものも、非常に大きな地域の課題なんですね。それをどう解決していくかということをお話し合うのも、この地域づくり協議会の 1 つの課題ですから、そういうその中で、逆にもっと戸数も多い所の力が、まだまだある所についてはですね、やはり人数も増やして、多い人数を出すとかいうことも、今既にやっていただいておりますしね、どうしても、そういう人が、中々いらっしやらないという所については、これは、今言いますように、活動全体を、お互いに助け合いながらやる活動なんですから、絶対に、そこから出てなきゃ駄目だとかいうことではないというふうに考えた、で、地域の中で、十分、その状態を、そういうことを課題として、今後、地域全体で、やっぱり助け合って地域運営をしていただける様なね、活動にさせていただくことが、この目的ですから、その目的に沿った形でやっていきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） まあ、課長と、町長から話をされたんで、若干納得はしておるわけなんですけれども、恐らくこれは、自治会長さんがおられる単位で集落でいうことを言われておるんじゃないかと思うんです。そうすると、旧三日月のことしか分からないんですけれども、旧三日月の場合は、約 26 集落ありまして、私が丁度、連合自治会長しておった時に 12 集落か 6 集落に分けようという話も提案したことあるんです。それね、非常に

こう財産分けとか、分収林なんか、いろいろと問題があって、非常にこう難しい様な状況があって、中々その隣の部落で、一緒に何でもかんでもするという様なこと、非常にこう難しいような状況があったわけなんです。だから、こういう折角できて、今、町長進めたいとおっしゃられるのであれば、例えば、三日月町の場合だったら、ここは、大体 150 から 151 軒ぐらいの家で、1 人の区長置くとか、100 戸ぐらいで 1 つ置くとかいう様な状況で、やっぱり話し合っていく様な状況を、こういった中で協議していただいてね、それで、まちづくりの、その推進ができてきやすい様な状況に作っていただけるかどうか、ちょっとだけお聞きしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 最終的に、そういう話にですね、各地域で話を、協議をしていただかなければならない状況になってきているということだと思います。

今、この地域づくり推進会議活動員だけではなくてですね、はや今、先ほど言いましたように自治会長さんさえですね、中々、なっていた人がいない集落があると、いわば自治活動が、もうできない集落ができていくということの中ですね、まあ、町としても、今後 141 集落と、この集落の実際一番町のいろんな町を形成し、また運営していく上での基本になる基礎自治体ですから、これを今後、どの様な形で実際に活動ができるようにしていくのか、こういうことを 1 つの、この地域づくりの中でのね、大きな課題として協議して、今、議員言われるような、できていない所については、やっぱり周辺、できるような形にしようと思えば、やっぱりひとつある程度大きく合併していくということしかないのかなという思いもするんですけども、それには、いろんな課題があります。そういう問題をお互いに話し合って理解して、助け合っていくという、そういうことが、地域づくりの目的ですから、よくその辺、そういう方向でですね考えていきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 先ほど、町長が地域の課題、地域づくりが地域の課題とおっしゃった、今、この議会においても、2、3 の議員から子ども達の姿に対する質問が出ております。これは、われわれが、今までどんな形で、この青少年問題に取り組んできたかという、その結果がでてきていると思うんです。そういった中に、この組織表を見た時に、その関係者が、青少年の関係の方が、誰もおられないと、それ生涯学習という様なものが、この条例の中にも言葉として出てますけれども、その生涯学習の教育の中の範疇として捉えるんだという様なことになれば、これはここで論ずることもないんですけども、ちょっと子ども達の姿に対する目は行政は向いてないのではないかな。今、子ども達が、こういう問題を起こしているということは、私達は、何を今までやってきたかということに問われると思うんです。これは、中学校問題云々出てますけども、私達行政に対しての、その姿勢というものを今、彼らは訴えていると思うんですよ。そういった中に、かつて組織表をいただいています。総務委員会でも、そやから委員の選任の中に、もう少し、大体これは、こういう所から出られるという組織表ですけども、もう少し子ども達に対する青少年の健

全育成いうのも捉えていただきたいと思いますけれども、結論を出していただかなくていいですけれども、そういう配慮をひとつお願いしたいと思います。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 地域の課題で、この地域で子ども達の育成、健全な育成、これは、もう町全体も各地域の課題の一番大きな、また柱でもあります。そういうことで、誰もがですね、それに皆さん一緒、協力して力を合わせていかなきゃいけないんですけれども、特に、今、そういう関係で仕事をしていただいている人、取り組んでいただいている人というのは、やっぱり、こういう会議の中の一員としてもね、当然、大きく活動いただけるようにしていかなければならないというふうに思いますけれども、私も、ちょっと限定して、ここから出すという様な形で限定しているとは思っていないんですけれども、そういうのを出してるの。

その辺は、また、もし抜けているようであれば、また、その中に加えていきたいと思えます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

はい、他に。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） 大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） 3万 8,400 円何がしのという様なことで、手当等、日額等の手当等の関係でございますけれども、この地域づくりのセンター長の年額ですね、46万 5,400 円というのは、ちょっと大きいのかなという気がいたします。過去、今日までの 13 地域の、それぞれの自治体のセンター、まちづくりを見てみますとですね、やれておる所や、いろいろな思考を凝らしながら、住民のニーズに基づいて、いろんな約束事を、また計画ごとをされている地域と、それから年に 1 回だけ、またもう 1 回だけという様な、2 回ぐらいの行事のみを消化しておる。その行事についても、その時だけ盛り上がって、後は、何も、それぞれの地域での約束なり守りごとなり、そういった 1 つの清掃ごとにしても、なされていないような地域もあります。

果たして、センター長の役割というのは、どの様な役割で、説明がされておるのかな。それと、3 年もすれば、新しい、そういった息吹が、それぞれの地域の中で、もっともっと芽生えてこないのかなという様な懸念もするわけですけども、私は、あまり大きなことは望んでおりませんけれども、最低、それぞれ子どもから大人まで、約束ができ、守れる地域づくりを、こういったセンター長あたりがですね、やっぱり提案し、またその役員等の中で協議をされて、その自治体というものを盛り上げていくということが、センター長の役割かと思っておるんですけども、まあ、週に 1 回だけ、半日だけ事務所へ出てへたっておるんだという様なことが、私の目に付く所があるわけです。それで 46 万 5,000 円というのは、非常に高いのかな。活動されている地域については、そんなことあるかい、こんなもん、もっともっと上げてもらわな困るがなと言われる所があるかもしれませんけれども、この 46 万 5,000 円の金額が、こういう格好で出たというのは、どの様な試算の中

で出たのか、センター長等の働き具合を見て、ちょっと説明願えたらと思います。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） センター長の、その報酬、年額報酬、これにつきましてはですね、既に46万5,400円ということで、お認めをいただいておりますけれども、特にセンター長はですね、協議会で言いますと、事務局的部分を担っていただいております。ですから、いろんな会議をするといたしましてもですね、そういった資料づくりから、あるいは、調整等々ですね、非常に1週間に、ただ1回出るというだけじゃなくですね、いろんな運営委員会でありますとか、それぞれの部会でありますとか、そういった所にも、夜昼問わずですね、出ていただいて、大変ご苦労いただいておりますというふうな状況でございます。今、議員おっしゃった、ご指摘をいただいたような状況と言いますか、そういった状況ではなく、むしろ地域づくりの為にですね、先ほど申し上げました様に、日夜献身的に係わっていただいておりますというふうなことでございまして、この金額が妥当かどうか、どういう根拠で出たのかということについては、ちょっと今、持っておりませんが、そういった状況で、ご苦労をかけておることでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） 理解せよと言え、理解をせざるを得ませんし、当然、このことについても、前回の中で決まっておりますけれども、若干、そういったことがね、上月の、今日、支所長がおっしゃっていた様にですね、事務局は、全て支所の中で担当して、全ての資料調整は全て事務局でやっておるという様な状況の中で、本当に、そういったものがセンター長の中でされ、また、それぞれの委員の中で計画されているということになると、非常に疑問になる。その様なことも、これから改善すべきことが多々ある中での、46万5,400円というのは、妥当かもしれませんけれども、過去の放蕩を見てみますと、少し高いと、私は言っております。

議長（西岡 正君） はい。

まちづくり課長（前澤敏美君） 先ほど、ちょっと金額がどうかと、根拠がないという様なお話も申し上げたんですが、今、少し聞きますとですね、旧の佐用町時代の分館活動ということで、分館長がいらっしゃいましたけれども、その分館長はですね、年額報酬をですね、参考にさせていただいたという経過があるようでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10 番（高木照雄君） まちづくり推進委員とか、会議委員とか、活動委員とかいうことが出ておるんですけども、今、大下議員からの、その年俸の、センター長の年俸、これは、前、佐用町でやる公民館活動の中の分館長ということで、私は、理解しとんですけども、現在、その地域づくり協議会の中で、平福地区におきますと、25 人か、各種団体ということですけども、25、26 人の委員になっとうと思うんですね。それに日当 5,400 円という金をね、今までは、お金がなかったわけですね。そのわれわれ運営委員として出とう中にね、ところが、平福の地区のことを考えますと、大体今、2 月に 1 ぺんぐらいは会議をしております。それに 25 名の者が全部参加することはないんですけども、例え 20 名にしても 1 回が 10 万という金がね、私は、地域づくり、まちづくりの為に、自分の郷土の為に、その今まで出よった会議に、いわゆる運営委員ですね、それに金出す必要はないんじゃないかと思うんですけども、自分達のあれを守っておるんだからね。

だから、私は、合併した時に、この地域づくり協議会をみる時に、悪いけど平福削減してくれというようなことがあるはずですよ。この会議で、議会でね。それだけ、皆、地域の為に、私とこの平福地区の、いわゆる地域づくり協議会なんか、3 部会あります。それに各種団体が全部参加して、その各部会の中で討議していきようわけですね。その部会も入れよったら、そりゃ月に 1 ぺんはありますよ。それに 1 回 1 回 10 万という金でしたらね、すごい金になるんじゃないか思うんですね。

だけど今、佐用町以外の旧町にしましたら、いわゆる公民館活動いうものがなかったんでね、私も不思議に思ったんは、三日月の文化活動、協議会言うんですか、あの陣屋門の、あの委員がね 5,400 円いうんとか出てました。ああ、自分達のことをやるのにね、なぜ、こんな日当が出るんかびっくりしたわけですね。だから、旧佐用町の公民館活動について、どこも出てなかった思うんですね。分館長は出てました。今、言いようようにね。だから、僕は、果たして、これだけの金を、5,400 円という日当出してね、自分の地域を守る、本当に守るんだらうか、気がするんですね、これ、もういったん出てますので、もう今が、もう私が、こうと言うんじゃないですけども、もう一度、また考えていただきたいなという気がします。以上です。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 議員がおっしゃいますとおりにですね、まちづくりなり、あるいは地域づくり、多くの皆さんに係わっていただいております。そういったことで、自分達の地域をですね、良くしていく、暮らしやすい地域を作っていくというようなことで取り組みをいただいております。そういったことで、議員おっしゃるようになりますね、その方達に全員にお金を支払うということに大変なことになってまいります。

で、今回、お願いをいたしておりますのは、まちづくり推進会議、町で設置をいたしますもの。それから、旧町単位の中でですね、設置をいたします 20 名とか 16 名、それぞれの協議会によって、メンバーが、人数が違いますけれども、そういった方達への報酬ということで、それぞれの地域、協議会の中で活動していただいております、寄っていただいております、そういった方への報酬ではございません。そういったことで、地域づくりは、やっぱり、自分達の地域を良くしていくというふうなことで、全員の方に出しよたら大変なことになりますので、そういったことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

10 番（高木照雄君） 間違っていました。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） そしたらね、元から地域づくりセンター長とまちづくり活動推進員
いうのはあったんですけど、今度新たに、まちづくり推進委員、顧問と、まちづくり推進
委員会議委員と、まちづくり協議会委員、これ何名だったですかね。人数は。
それと、ついでにもう1つ。さっき石黒さんが言いよったけども、総務委員か、そのメ
ンバー表か何か出てるとか、出てないとか、町長も出とんですかって言うたら、出とんで
すって言いよったけど、これできたら僕らにも全部欲しいなと思うたりもするんですけれ
ども、ちょっと、まあ、さっきの人数だけ、先お願いします。

議長（西岡 正君） はい。

まちづくり課長（前澤敏美君） まず、メンバー資料なんですけれども、こういった資料で 10
月の議員連絡会にお示しをさせていただいた中に、こういうメンバー、ちょっと書かせて
いただいております。はい。

11 番（山本幹雄君） ついでに、ついでに、この前な、それな、ちょっと分からんようにな
ったから、まちづくり課へもらいに行ったんや。そしたら、何か、分からんけども、何
か他の物もらいに行って、それもらえなんだんや。で、僕、この前、議会でもろたやつ欲
しいんやと言うたんやけど、そういうことだけ、ちょっと余分やけど、この前もらいに行
ったら、ちょっと紛失みたいで、探しても分からへんからいうことだったんで、ごめんな。
しょうもないこと言いましたけども。お願いします。すいません。

まちづくり課長（前澤敏美君） 人数でございますけれども、まちづくり推進会議につきまし
ては 35 人以内。
それから、

11 番（山本幹雄君） ちょっと待って、推進、推進委員やね。

まちづくり課長（前澤敏美君） 推進会議になりますので、そうですね、推進会議の委員です
ね。

11 番（山本幹雄君） 今、35 人やね。

まちづくり課長（前澤敏美君） 以内です。
それから、協議会委員につきましては、25 人以内と。

11 番（山本幹雄君） 活動委員が 25 人で、推進、協議会委員が 25 名やね。

議長（西岡 正君） いいですか。

まちづくり課長（前澤敏美君） 以内ということでございます。

議長（西岡 正君） ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論なしと、認めます。
これより、本案について採決を行います。採決は、挙手によって行ないます。
議案第 92 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 92 号、佐用町まちづくり
推進会議及びまちづくり協議会立ち上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につい
ては、原案のとおり可決されました。

日程第 3 . 議案第 94 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 3 に移ります。
議案第 94 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたし
ます。
これから質疑を行ないます。質疑ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

この改正案の後段ですけれど、ただし、町長がから始まっているところで、健康保険法
施行令第 36 条ただし書きの規定を勘案し、というところなんです。このただし書きに
ついて、解説をお願いします。

それから、この度の、この条例改正は、産科医療補償に係わるものということですが、
共産党も、その産科医療の困難の打開の為に、無過失補償制度の創設は必要だと提言
してまいりました。で、今回、来年の 1 月 1 日から実施されるわけですけれど、11 月
の 19 日現在の調査では、分娩取り扱い機関の 96.4 パーセントが同制度に加入しているとい
うことが報道されております。で、医療機関側の負担がないということなので 100 パー
セント加入になっていくと思うんですけれど、これは、現在インターネットなんかで見ます
と、個人個人の医院がですね、私そこは入ってますよと、加入してますという様な広告
はあるんですけれど、全体に公表、公開されるものなのかどうなのかどうなのかという
ところを、お願いしたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 1 点目の健康保険法の中の施行例の関係ですけれども、後から言
われました、産科医療補償制度につきましての医療機関で分娩があった場合に、38 万の支

払をしますという項目が入っております。それで産科医療補償制度の関係ですけれども、先ほど、議員おっしゃったとおり分娩に対して、重度の脳性麻痺等の出産の場合、一時金として600万。二十歳まで毎年120万の合計3,000万の補償ができるという制度であります。

それで、その医療機関ですけれども、先ほど言われましたように、この実施機関については、財団法人の日本医療機能評価機構の方が、この保険事務の方を行います。そこでの、そのホームページ、私の方も見せていただいたんですけれども、12月2日現在で全医療機関の98.2パーセントが加入ということになっております。それで、この医療機関につきましても、そのホームページから、それぞれ、どこの医療機関が入っているかという様な状況も公開されているように思います。以上です。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） いよいよ、制度が始まるんですけれど、先ほどお答えいただきましたように、運営組織が、財団法人日本医療機能評価機構ということで、問題点としては、2つ、この制度にあるということで、今、指摘されているのが、通常の妊娠分娩に限定されていることということが1点あるんですね。それに補償対象というのが、出生体重が2,000グラム以上かつ在胎週数33週以上と。それと、身体障害者1、2級相当の重症児ということと。それから、先ほど言われました脳性麻痺ということに限定されるということで、他の事故についても適用していくべきだという意見。それから、ですから補償対象を広げるとということと。それから、この財団法人に運営を任せるという点につきましては、大変な多額な保険料をね、預かって運営するわけで、これは民間企業に任せるのではなくて、公的な補償制度にする必要があると、こういうように指摘をされております。国が始める制度ですので、町が、ここの部分について、決めていくわけにはいかないんですけれど、そういった点については、また機会があれば、意見をあげて欲しいと思います。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 補償の内容につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、出生体重とか、身障障害者の1、2級とか、そういう細かなことが決まっております。

その他に個別審査により保障の対象となる児ということで、若干緩やかな部分も謳われているようです。それで、その制度自体、今、おっしゃったとおり国の制度でやっておりますので、今後、これからの経過を見ながら、またそういう機会があれば意見等も述べていきたいと思います。

議長（西岡 正君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 同じ。

議長（西岡 正君） ええですか。

4 番（岡本義次君） 同じです。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 国の制度ですので、財政的なことで明らかにして欲しいんですけど、財源としては、保険者の割合と交付税とか、そういう具体的に制度の仕組みなんですけどお願いします。

議長（西岡 正君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 出産一時金につきましては、3分の2が町の一般会計からの持ち出し。3分の1が国保会計からの中で賄いをしております。補助金等はないです。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） ですから、一般会計からの持ち出しという財源は、いわゆる地方交付税に入るという意味なんですよ。国の制度ですからね。一斉にやるということですから、そういうことですよ。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） その増額分の関係でしょうか。全体含めて一般出産一時金につきましてはですか。

18 番（平岡きぬ糸君） はい。

住民課長（木村佳都男君） これは、町の一般財源の中での、一般財源から3分の2を国保会計に繰り入れるという形で運営しております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） ですから、国が、この制度するんですよということで、新たな制度として作るわけだから、だから、その財源的な保障としてね、特定財源という形ではない形での財源保障があるんですよということを聞いたかったんですよ。はい。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 申し訳ありませんけれども、そこまで未だ調べておりません。

議長（西岡 正君） 3分の2の中の分の中について、交付税の対象になるかならないかということ聞きよってんですよ。そういうことでしょ。3分の2ですから町は。

住民課長（木村佳都男君） 3万の分ですか。
それも一般的な部分と一緒にですね。多分入ってないと思います。
これちょっと未だ調べてないですけども。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 何が聞きたかったか言うと、国の方としてね、その全国的にやられる制度だから、大抵特定の国の国庫補助金とか、そういう形ではなくて、その一般的に地方交付税に算入していますという形で、この制度もそうですし、これから、また新たに、妊産婦さんの健診なんか回数を増やすという方向で検討しているという様な流れがあるんですけど、そのいわゆる財源は、一般的に、その地方交付税に算入していますという形で、こう言われているので、地方交付税そのものが、減額、圧縮されていく中で、これにちゃんと確保していくというのは、その自治体で、やられるというか、そういうふうなことになっていくから、他のことでも全てそうなんですけれど、制度としてありがたい、いい制度ではあるんだけど、財源保障として、きっちりとみてもらえるという保障が、ちゃんとね、圧縮されて、他のものに使われないように、これには、ちゃんと、こういう仕組みで政府としてやられる限りは、きちんと実行してくださいね。他の面も含めて、これだけではなしに、心配するところがあるので、そういうことを、ちょっと財源的なことを聞きたかっただけなんですけど。

議長（西岡 正君） 住民課長ですか。

住民課長（木村佳都男君） 3万円につきまして、その交付税の対象ではないと思います。
これまた調べさせていただきますけれども、町単独の事業の中でやっておりますので。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

18番（平岡きぬ糸君） ええっ、そうなんですか。そうですか。
いや、まあ、もう一度。

議長（西岡 正君） ほな、後で。
他にありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） ええ、未だ質問あるんですか。

18番（平岡きぬ糸君） 産科医療。

議長（西岡 正君） ほな、続けて。

〔山本君「質問するらしい」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 先ほど出ました、産科医療制度の中で、分娩機関として、その加入者の分娩機関、近隣の病院ではどこでしょうか。まあ、98パーセントが加入されるということですけど、近隣の病院は把握しておられますか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 県内になりますけれども、赤穂市民病院、それから赤穂中央病院、公立宍粟総合病院、それから姫路の方でしたら、姫路の医療センター、それから上郡の半田産婦人科医院という形で名簿の方は出ております。

議長（西岡 正君） よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 19年度で、佐用町から、その佐用町の方が、その分娩された病院の資料もろてるんですけども、他の、その姫路市の中で多い所はではね、その親愛産婦人科とか、今、言われた以外にね、和田産婦人科とか、多い所では、津山市の赤堀とかが多いんですけども、そこでは、98パーセントの中に、それは入っていないと。19年度の実績では、ここで分娩された方が、佐用町の方が多いんですけども、これは、ほなら、加入一切除外されるということなんでしょうか。

議長（西岡 正君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 申し訳ありません、代表的な近くの病院だけを言いましたので、この名簿上では、兵庫県であれば、130件の件数が出ております。この資料によりますと、兵庫県では、病院につきましては、121病院の内116。それから助産所につきましては18助産所の内14。合計で139、全医療機関が139で、加入機関が130。93.5パーセントとなっております。

6番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） すいません、だから、財源については、国の方の制度としてできる
んだけど、裏づけはどの様になるのかということのを改めて、また調べられたら、よろしく
お願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 調べて、また報告させていただきます。

議長（西岡 正君） 他にありますか。
ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論なしと認めます。
これより、議案第 94 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 94 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 94 号、佐用町国民健康保
険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 . 議案第 99 号 平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 4 に移ります。
議案第 99 号、平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題
といたします。
これから質疑に入りますが、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） では、4 ページの債務負担行為、これと合わせて民生費の児童福祉
施設の関係ですね、合わせてお伺いします。

経過の中で結局、当初工事費から、この債務負担行為含めて 1 億 3,000 万円ほどの増額、
率にして約 24 パーセントの当初予算からの増額になると、工事費がね、ということで、そ
の説明、詳しい説明をということで協議会をお願いいたしました。それで、この補正予算
が出て参りましたので、まず、1 億 3,000 万円からの増額理由ですね、これの報告を願
います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） ちょっと待ってください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 変更と言っても、未だ契約したり、きちっとした設計があった上で予算あげたものでもないんで、どの部分が、どうだったという比較をするのにね、当初にきちっとした設計書があって、これだけ増えましたということではないということは、まず最初にお断りしたいと思います。

当初、担当課の方ですね、大体面積等、こういうもので、大体概算、これぐらいでできるだろうということで、予算はあげております。後、そのプロポーザルで、それぞれ提案をいただいた時にもですね、その大体の概算予算というものをもらって、その提案においての事業費の概算をつかんでいると。その段階では、当初予算に置いたぐらいの額で、大体納まっていたということです。

しかし、実際の実設計を行った中で、それぞれ面積が増えたとか、外周、外溝工事、地元地域との協議の中で水路工事を行うとか、そういうことをやっております。

それと、前にも申し上げましたけれども、建設物価、当時の建設物価では、2月の昨年の、今年の2月頃の建設物価帳の中で予算を組んでおりますけれども、それ以来、非常に資材が高騰してきているということで、ちょっと、そのことで、項目について、大体の項目を申し上げますので、項目ごとにですね、増額要因になったものを申し上げます。

まず面積なんですけども、前にもお話ししましたけども、子ども達の、この通園したりする為ですね、保育室の前面にですね、屋根付きの廊下を作ってきたと。そういうことで約300平米面積が増えました。これが、まず4,000万ほどの増額となります。それから、これは面積、そういう屋根と、それから廊下幅を若干打ち合わせの中で増やしております。それから屋外倉庫。それから屋外のトイレ、そういう物の追加をして4,000万でございます。それから周辺の外溝工事、周辺水路の改修、また雨水の排水、またフェンスの張替えということで、今、既存のフェンスがあるんですけども、そういう物も、きちっと全部張り替えるということで、そういう総額で約4,000万になっております。

それから、建設物価ですね、そういう物が、大体金属類が1.3倍から1.5倍になって、金属、鉄、鉄骨また屋根の材料ですね、こういう物が非常に高騰しているということで、そういう単価の差額分で約3,000万ぐらい出ております。また、現在の厨房器具がですね、普通のガスの厨房器具です。今後、打ち合わせの中でですね、全部、オール電化にしたということで、保育園の給食、厨房、これをオール電化対応にしていこうということで2,000万円の、この部分、機器関係がですね、新たに発生をいたしております。

それで、合計、大体1億3,000万ということが、今の段階、設計上の金額で、当初予算あげていたものから、増えているということでございます。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） このプロポーザル方式で小野設計に決まったわけですけど、その第

2次審査において、小野設計が5億1,623万の工事費で、概算見積書でね、1位になって、これを随意契約しているという経過です。それで、この小野設計が5億1,600万で概算見積もりしたこととね、今の、この変更理由ですね、絡みがないのかなという点で、ちょっと確認したいんですが、例えば、第2次審査で、結局、1, 2, 3, 4, 5, 6社、2次選考会で、6社が最後プロポーザルやってます。で、この中でね、小野設計は分かったんですけども、先ほどの、例えば、水路や周辺工事ね、こういったことは、初めから全て、このプロポーザル参加者はなかったのか。それから、先ほどの物価の関係は、そういった事情があるということで、あれは、そうなんですけど、面積増も含めてですね、このプロポーザルに応募した、設計業者との関係で言うて、その外溝工事等がね、設計されたかどうか、他の業者ですよ、そのあたりの関係について説明願います。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 元々ですね、プロポーザルで、それぞれ8社提案していただいたんですが、それにつきましてはですね、外溝工事については、ごく標準的な外溝工事等しか見込んでおりませんでした。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） 財産貸付収入ですね、これ奥海オートキャンプ場の貸付料なんですけれども、月割にしたら、大体いくらぐらいなんですか。これ多分1年分じゃないと思うんですけど。
それとですね、今年からされたんですけど、今年の稼働状況というのは、もし分かっておられれば、そのあたりを。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） そしたら、貸付料の方の計算の方についての説明をさせていただきます。
月額11万9,000円ということで、この貸付については7月から3月までの9ヵ月分ということで計上をいたしております。
この稼働状況については、商工観光課の方からお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） それでは、利用状況ですけども、8月1日から正式に動き出しまして、8月分で人数で言いますと91名。それと、9月で33名。10月で21名ということで報告をいただいております。後、12月に忘年会とかいう予約が少し入っているという状況でございます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

13 番（岡本安夫君） いえいえ。

議長（西岡 正君） マイクをできれば、マイク引っ付けてください。

13 番（岡本安夫君） すいません。その、こういうどうなんですか、貸付料の根拠言うんですかね、どこから、そういうあれが出てくるんですかね。それを、まず教えていただきたいということ。

議長（西岡 正君） はい。

財政課長（長尾富夫君） 貸付料の根拠につきましては、オートキャンプ場、建物建築した時の建築価格がございます。建築価格そのままではいいんですけども、やはり建築してから経過年数も経っておりますので、価格そのままではいきますと、相当高い貸付料になります。状況としては、初年度ということで、中々活動状況分からない中で、商工観光課、それから町長の方とも相談しながら、税務課で使っております経過年数の軽減によりまして、建築当時の価格から経過年数を軽減して、そして、その軽減したものにつきまして、100分の6パーセントの営利目的での貸付ということでの計算根拠をあげております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） それでですね、結局、当然、兵庫自然学校だったかな、あの会社の、田代と話し合いの上決められたんだと思うんですけども、何が言いたいかというと、ああいう施設にしては、ちょっとまあ、町の側としてはいいんですけども、ちょっと高すぎるんじゃないかなという、あれから見てですね、今度新たに4月からされる場合に、もう1回、ちょっと話し合いいうんですかね、それをしていただいて、家賃いうんですか、それを決めていただきたいなど。まあ、見るにつけて、本人が勝手にしよんやでええがな言うんじゃないかって、やはり、あの施設、元々、例えば、奥海の地域経営ということで、村の自治会の人ができなくなったということで、町に返されたいいうあれもあります。まあ、やり方によっては儲かるんでしょうけども、こういうことで、もし途中で頓挫されて撤退されたら、また困るんで、まあ、その貸付料については、また、話し合いを持って欲しいなということなんです。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういう学校のと言いますか、ああいうインストラクターの養成をしていく活動の計画、当初、いろいろ聞かせていただいてね、経営的にも何とか、それでやっていけるんじゃないかなという様な、私らは説明は受けたんですけどもね、実際に、

未だ、当初なんで、これから、どういう展開が、更に発展していくかということで、そういうことに期待したいんですけども、確かに、今年度、スタートしたばかりで、未だ生徒の集まりも少ないですし、実際、その今の状況ではね、今、この町から、いただく、貸付料は、中々払いきれないという様な感じです。

ですから、まあ、確かに、やっていただくことは、非常にいい内容だと思ってますしね、施設も、じゃあ、他に、うまく、その地域も、もう中々活用できない。町自体がキャンプ場として、ほなら経営ができるかと言うと、中々これも難しいと思いますし、まあ、何とか、長くね、今の計画をです、うまく活動を続けていただきたいという思いは持ってますから、まあ、当然、経営者、田代の方の話も十分に状況を聞かせていただいてね、その辺、非常に経営的に、最終的には、もっともっと、きちっと今、課長が算定した規定のものというのは、やっぱり、町としては、やっぱりいただきたいという事はありますけどね、そこ、段階的に、やっていかなきゃいけない場合は、そういう軽減措置という様なものもね、話し合いの上では考えていかなきゃいけないかなとは思っています。

今年の、ちょっとスタートで、実績なり状況を、十分把握を、説明を受けたいなというふうには思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 23 ページ、社会福祉総務費の中の土地建物購入費 600 万ですが、障害者施設としてという説明でしたけど、その中身をです、どういった協定結んだりとか、そういう、どういった運営をやっていかれるのかをお願いします。

それから、28 ページ、28 ページの予防費で、がん検診等の減額が大きいんですけど、特定健診が初年度で、この大幅な減について、そのオプションの健診申し込みが少なかったんだろうと思うんですが、そのあたりの状況をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） まず第 1 点目の用地購入費であります、これにつきましては、以前に町長の方からもご報告あったと思うんですが、今、精神障害者の作業所として、あさぎり作業所というのが長尾にあります。非常にまあ、草葎屋根の改造した環境の悪いと言うんですか、古い民家を、使われなくなった民家を借りてです、活動をいたしております。このあさぎりの作業所はです、平成 7 年に佐用の保健所が中心になって、合併前ですから、当然、各 4 町が中心になって、精神障害を持たれながらもです、自宅で生活をされる皆さん方が日中集まって簡単な軽作業をしてという主旨で始められておりました。その後、いろんな形で人数も増えてまいりまして、当初 12 名ぐらいで出発されたと思うんですが、それが、ずっと現在まで活動続いてきてです、現在 18 名から 19 名の登録者。登録者としては 21 名ぐらい、今いらっしゃるんですが、現在のところでは、非常に手狭になってです、施設も利用に耐えないというふうなことで、以前から、私どもの方へご相談があったんですが、何分、障害者の家族の会という形で運営されてましたので、資金もないというふうな状況であります。

今回、障害者の自立支援法によりましてです、今まで、この兵庫県も、兵庫県が一番多いんですけども、小規模作業所の運営費の補助金というのを、町から毎年、県からの補助金をいただきながら出しておったんですが、障害者自立支援法の絡みで、ある程度、

その受け入れを法人化しないと県の補助金が続かないというふうなことになるまいりましてですね、地域活動支援センターの指定を受けて、自立支援法と共に県なり町の方から助成していくということが、その受け入れ体制が社会福祉法人若しくはNPO法人というふう限定をされましたので、家族会の方は非常に慌てられたというんですか、なくなったら困るということで、何べんも何べんも会合していただいてですね、ようやく、本年の4月にNPO法人としての認可を受けることができました。

そういう手立てはできたんですが、じゃあ、実際的な活動の場というのは、中々できませんので、いろんな所、候補地を町も中に入りながら斡旋していたんですが、今回、いろんな形の中で、旧の栄町公民館等が利用できる可能性が出てまいりましたので、その土地購入費として600万円を計上させていただいております。

面積的にはですね、274.38平米ほどになります。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 今、吉井議員が申されましたとおりでございます。

特定健診が、本年度、トータルで1,773人ということで、特定健診を受けられておられません。それで、昨年度のまちぐるみ健診におきましては、3,441人ということで、約半分の方しか受けられておられないというのが、大きな原因でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 最初の件ですけれど、町が、この建物を準備して、後、貸されるわけですね、家賃とか、そういった取り決めなんかはできたんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 未だ、購入が済んでおりませんので、そこまでの話は詰めておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

20番（吉井秀美君） ちょっと、早い。すみません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 14ページ70款の10番の延滞金133万2,000円ございますけれど、これらについては、何件ございまして、また一番多くの人はいくらぐらいの金額を延滞金

払われたんかということが1つと。

それから、18 ページ、35 番の企画費、姫新線の電化促進の助成負担金の 2,000 万からの減額でございますけれど、これらのことについて、どの様にして、当初あげておった金額が減ったんかということでございます。

それから、もう1つ、20 ページ、15 番の分でございますけれど、電算システムの開発委託料が 486 万 1,000 円、こう減額になっておりますけれど、これらのシステムの中身がですね、こう減ってですね、こういうふうな減額になったんかどうか、そこら辺の、もう少し詳しい説明をお願いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 税務課長。

税務課長（上谷正俊君） お尋ねでございました 14 ページ延滞金 113 万 2,000 円の増額につきまして状況のご説明をいたします。これにつきましては、当初予算 300 万、合計 433 万 2,000 円ということで今回計上させていただいておりますが、実績によりまして、今回、補正計上させていただいたというものでございます。

件数全体におきましては、501 件。内町県民税、一番多いのは、固定資産税でございますが、件数的には 291 件、他町県民税が 173 件、その他ということになっております。

金額的に、最も、特定の納税者ということでの算出はいたしておりませんが、特に金額的には、大部分を固定資産税が占めておりまして、その内、これにつきましては、従来から高額滞納ということで、議会でもご説明をさせていただいておりますゴルフ場の関係ですね、の分納誓約によりまして、分納納付をしていただいておりますが、その部分が大部分を占めておるという状況でございます。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 18 ページの企画費でございます。2,099 万 9,000 円の減ということでお願いをするわけでございますが、これは姫新線の輸送改善事業に係りますものでございまして、その中で C T C 列車集中制御装置、これにかかるものでございます。集中連動装置等の仕様決定からですね、製作までに時間が掛かったというふうなことで、設置搬入が、平成 21 年 6 月頃にずれ込むというふうなことから、佐用町にかかります負担分を減額をお願いするものでございます。

議長（西岡 正君） これ、次は、総務課長おってないんで、どなたが。20 ページの電算システムの開発のこれ、答弁願います。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 20 ページの電算システム開発委託料関係のご説明をさせていただきます。

9月の補正予算によりまして、電算システム開発委託料を補正計上させていただきました。これにつきましては、この度の地方税の納税税務事務につきまして、効率化を図ると。また、国税との今後連携強化を図る。また納税者の納税コストの最小化を図るということに関係いたしまして、全国組織で、地方税の電子化協議会というのが、今年度設置をされまして、今後運営をしていくということで、全国的な取り組みが、まず作られておりました。で、そことの、各市町との間におきまして、システム開発業者が中に入りまして、電算システム開発を行うということで、9月段階では、補正予算をお認めをいただいております。それにつきましては、その後、ここで県電子自治体推進協議会電子申告部会負担金ということで、計上を、この度、計上させていただいておりますが、兵庫県の中で、この県と市・町とでですね、電子自治体を推進をするという協議会が、既に、これは設置をされておったものですが、この度、県下の市・町が連携を取りまして、そこに電子申告部会というのを作りまして、民間業者に委託するというでなしに、県段階の市・町でですね、連携して、そのシステム運用を行うということになりまして、その部会、電子申告部会負担金として385万4,000を計上させていただきました。

で、電算システム開発委託料につきましては、486万1,000円を減額させていただいたのと、LTAX使用料56万7,000円を減額させていただいたということで、そういった市・町の連携によりまして、それぞれの市・町が独自にシステム業者に委託するよりは、連携をすることによってコストが軽減されるという形です。そういう形で増減が出ておるということでございました。よろしく願いをいたします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 一番最初の、いわゆる固定資産税の延滞金のことでございますけれども、ここにある上月カントリーの更生計画案、ちょっと見せていただいておりますけれども、これ、やっぱり県もですね、ちょっと延滞金については、請求しておるところでございます。先だって私も、県の方はどうだったんですかという問い、お伺いしたと思うんですけれども、これ、あの、これちょっと読みよった時にね、ナンノいう（聴取不能）のところを、タカハシさんという今度やられようとしておる方が、その土地まで、既に確保されとるということについては、もう絶対やる気であるし、もし、これがやれなんだとしても、その土地を持ってあって、次のやられる方にもの申していくという二段構えで来ておりますんで、ここで見る限りですね、尼信とか兵庫県の保証協会が、相当大きな損害を被っておりますけれども、さいけど、佐用町としても、私が申し上げたように、延滞金については8,000万という、相当大きな金額でございますし、いっぺんに払えなかったら、1年に500万ずつともいう様な言い方です。やっぱり、相手に管財人に、もの申して、兵庫県と歩調を合わせる方がいいんじゃないかと、その様に思いますけれども、そこら辺については、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、今のところ答えてください。

税務課長（上谷正俊君） 先ほど、お答えいたしました延滞金につきまして、固定資産税、ゴルフ場関係の部分がということでご説明させていただきましたが、これにつきましては、

現在、固有名詞は避けさせていただきますけれども、ゴルフ場ですね、民々間におきましての売買等がございまして、そういう中で自主的にですね、現在、新たな民間業者の中で経営に取り組んでおられる、経営努力をしていただいておりますので、そういった自主的な取り組みの中での、これまでの滞納税でございますので、これにつきましては、税法によりまして延滞金を徴収いたしておると、しておるところでございます。

お尋ねでございました、上月カントリークラブの会社更生法に基づくですね、更生計画に関連いたしまして、佐用町はですね、最大の債権者として、どう対処するかということが、法人のですね、ゴルフ場の運営に大きく左右するという点で、町といたしまして、町長の方、これまでも再三ご説明をさせていただいたり、管財人からもご説明を受けられておるところでございますけれども、そういった経緯の中ですね、税法に基づいて延滞金については、免除をしていくことが町政にとって総合的にはプラスになっていくだろうという判断の中で取り組まれたものでございますので、会社更生法による、その法的な根拠とした免除とですね、こういった、そういった背景のない自主再建的なものにつきましてはですね、やはり、法的な根拠を持ってですね、明確にさせていただきながら、課税すべきは課税し、免除すべきは免除するというところで取り組まさせていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） そしたらね、兵庫県のね、その意向というんは、私が前回お尋ねした時から、問い合わせというんは、されたんですか。その後、県は、どういう方針で、その後やられようかとしとることについて。

議長（西岡 正君） ちょっとだけ、これ今、言ってることと、今、ちょっと、この町税の延滞金ということでは合致するんやけども、この中の金額的には、今の話と全然合わないんやけど、そこまで、ちょっと含めて答弁してください。

税務課長（上谷正俊君） 失礼いたします。今回、計上させていただいておりますのは、既に、徴収実績のございますですね、延滞金につきまして補正予算ですね、計上させていただいておりますので、その範囲で、主としてご説明をさせていただきたいと思ひまして、ご説明をいたしておるところでございます。

関連いたしましてのご質問ということであろうと思うんですが、県とは、兵庫県とは、われわれ、この点につきましても、従前から、連携、連絡を取りながらですね、取り組んでおるところでございますが、兵庫県としてはですね、ゴルフ場利用税というですね、ようは預かり金的な税であるという面からですね、そういった面に限定した考慮の中ですね、兵庫県としては徴収をするという方針を受けたということですね、それらにつきましても、一応、情報については、把握をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 今、やりとりちょっとあったんで、岡本議員も言ったようにね、結局、会社更生法に基づくものだけでも、事態としてはね、あえて町が引き下がらなくても、これは、当然要求できるんじゃないかという、その根拠を、今、ナンノの問題でね、タカハシさんがスポンサーとなって購入されたということですね。

それから、県も預かり金というけども、県に対しても管財人は要請しておるんですよ。諦めてくれという形で、延滞金をね。ところが県は、諦められないということを返事したというのがね、私らの聞いている情報なんで、預かり金だから、管財人は請求しなかったんと違うんです。管財人には請求したんです。放棄してもらおうように。ところが、しなかったというのは、経過だというふうに聞いています。

それで、ちょっと、先ほどの児童福祉施設の関係ですけども、町長の説明は、小野設計段階は、概算見積もりだから、その後の基本設計、実施設計の中でね、そういう新たな増加分が、設計単価としてはじき出されて、この金額とは言えないだろうけども、こういう状況になっておるといふふうに理解はしました。

それで、事態としては、これは公募型の指名競争入札ということで、現状はどういうことになっているのかね、そのあたりの関連で説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 現状はどうなっているかということは、公募型の

21 番（鍋島裕文君） 応募、応募

町長（庵逄典章君） これをですか。

21 番（鍋島裕文君） はい。

町長（庵逄典章君） 今回、これからの入札ですか。この発注の。

21 番（鍋島裕文君） そうです。

町長（庵逄典章君） 発注についてね。はい。

前にも説明しましたように、町内業者の方々も参加していただけるような方法で、条件付きの公募型で入札を行うということで、今、とりあえず、そういう条件の元に既にホームページ、また、それぞれでお知らせをして、昨日、締め切りをしております。15 社。

で、町内の業者が、単独で申し込みされている所が 11 社。それから、JV ですね、町内業者と町外業者との JV、これが 4 社。で、ただ、JV の中に町内同士の JV もございます。ですから、町内の業者とは、一応規模的にですね、かなり基本的には、元々が小さいんですけども、ランク C ランク以上の企業ということで 5 社が、参加していると、そういう形になります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、ちょっと、7 ページと 8 ページで、ちょっと伺いたいんで

すけども、7ページの地方道路譲与税、減額69万4,000円。それから取得税交付金減額324万6,000円、これについては8ページの減収補てん臨時交付金ということで、それぞれ同額補てんされています。

それで、伺いたいのは、8ページのね、減収補てん特例交付金、暫定税率の、あの執行分の関係という説明ありましたけども、これは、先ほどの自動車取得税、地方道路譲与税は、この減収補てん臨時交付金出てますけども、この補てん特例交付金の325万8,000円というのは、自動車重量譲与税の関係なのか、どうなのかということ。で、これが補てんされとんだったら、だったら、その減はね、どういう形でなっているのか、その点伺います。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 7ページ、8ページにつきまして、先ほどの地方譲与税、それから自動車取得税の交付金につきましては、議員ご質問のとおり暫定税率の廃止に伴う4月分のが8ページの臨時補てん交付金ということで、同額を計上いたします。これは、先般、10月に決議した額で計上しております。

で、27款の、その減収補てんの特例交付金の325万8,000円ですけれども、これについては、当初でも説明はしていると思うんですけれども、交付金税等の減収補てんということで、住宅借入金、これについての分で住民税等での控除する分、この分についても、交付決定が来ましたので、児童手当と合わせて減額、それから増額するものは、今回増額させていただきました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

21番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まず9ページですけども、45款の10項10目の総務使用料で行政財産使用料25万3,000円、これの説明と。

31ページの自然観察村運営費の中の臨時職員賃金、その説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。財政課長。

財政課長（長尾富夫君） すいません、それでは、9ページの使用料についてご説明申し上げます。この行政財産使用料については、姫路ケーブルテレビが、三日月支所の3階を貸して欲しいという申し出がございまして、その貸付料を、今回計上させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) 続きまして、31 ページの分ですけれども、自然観察村の賃金、113 万 3,000 円の増ですけれども、これは2つ要因がございまして、1つは宿直日数の増ということと、それから勤務体系がここは4種類あるわけですけれども、それぞれの日数を、当初少し少なめにみておったということが原因で、こういう増になりました。以上です。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5 番(笹田鈴香君) じゃあ、初めにお尋ねしました、9 ページの、この三日月支所の3階をウイックに貸したということなんですが、その理由は何でしょうか。
それと、契約というか、いつまでとかいう、そういう契約があるのか、その点をお尋ねします。

議長(西岡 正君) はい、財政課長。

財政課長(長尾富夫君) 3階の貸し付けている部屋については、旧の委員会室という、議員の委員会室ということで、控え室ですか、であります。そこに姫路ケーブルテレビの方が事務所を設置したいという申し出がございまして、その事務所として貸しております。で、期間については、この期間について、一応、今は、契約としては、1年で契約しております。で、また引き続き契約する場合には、続いての契約という形になってきます。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5 番(笹田鈴香君) では、これは何ヵ月分というのか、3月までの金額ですか。何月から何月まで。

議長(西岡 正君) はい、財政課長。

財政課長(長尾富夫君) 3月までの12ヵ月分、1年間の使用料です。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬ糸君。

18 番(平岡きぬ糸君) 18 ページの企画費、姫新線期成同盟負担金の減額で、先ほど質問があって、説明もあつたんですけど、減額になっているわけですが、乗り降り、新しく開通までに、ちゃんと整備するということで、駅周辺の整備が行われているんですけど、あの工事の関係などは、この関係の負担金とは関係ありますよね。駅舎の周辺整備ということで。それで、出来上がったもので、住民の方から苦情が、徳久駅段差が非常に大きくなっていることとか、その、切符を買った所からの、なぜ、わざわざ段差をつけなければ

いけないのかとか、利用される方が、具体的に苦情聞いているんですけど、そこら辺は、町の方では、どうかかわりがあるのか、改善できるものなら、改善して欲しいと思うんですけど、そういう声は聞いておられますか。私は、聞いているので、是非、改善して欲しいと思います。

それから、もう1つは、これも先ほど質問があって、お答えいただいた28ページの予防費の委託料健診の関係なんですけれど、人数が、まちぐるみ健診、昨年の場合、3,441人ですか、で、今年は、1,773人という人数が報告されましたけれど、この去年に比較したら、今年受けられた人数に近い、計算してみましたけど、1,668人が差が、受けていないという差が出ているんですけど、これは制度上の関係だと、今年特定健診という形で行われたからということなんですけれど、その特定健診、ここで聞きたいのは、1,773人は、いわゆる保険者が、その実施義務になったということなので、この町が行う、この健診は、国保、それから今年の場合、後期高齢者の場合も受けられたかと思うんですけど、そこら辺、受けられた人の内訳は、どの様になるのか。それから、受けられなかった、その差に当たる人は、皆さん、健康保険とか、他の所で、ちゃんと健診が受けられたかどうか、その追跡というんか、町の方で、この制度そのものが、老人保健法の場合は、町に実施義務があったけれど、そうではなくなったので、そこら辺が、住民の人の健康保持という目的が、医療費の適正化というふうに法律が悪くなっているから、実際、町民の健診というか、その健康の為には、状況としては悪化しているんですけど、そこら辺の実態を、ここの点で伺います。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 姫新線輸送改善事業に伴います駅構内での工事のことかというふうに推察をいたしますが、この件についてもですね、今回の輸送改善事業の1項目として実施をいたしております。特に、住民の皆さん方からの声と、特に、駅構内につきましての声は聞いておりませんけれども、踏み切り等におきましてですね、すりつけ等段差があるといった様なですね、声は聞きまして、その都度、JRの方にですね、お伝えをしておるところでございます。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） それでは、うちの方が、ちょっと資料持っておりますので、ご報告させていただきます。

1,773名の内訳につきましては、国保954名。それから後期高齢者484名。それから、社保等104名。それで、ここに載っていない他の方で、特定健診該当しない40歳以下、39歳以下の方ですね、その方、それから生保、それから74歳から75歳までの基準日に該当しない方いうんがあるんですよ。その時に、3月31日を基準日にしとんですけども、それに該当しない方が生保が59名。39歳以下が124名。それから、その基準日に該当しない75歳から74歳の関係の方が52名というふうになっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。
他に。

18番（平岡きぬ糸君） ええ。

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

健康課長（井村 均君） すいません。

それから追跡調査等の関係につきましては、行っておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 駅舎の改善について、住民の声は聞かれてないと言われましたけれど、是非現場を見て改善して欲しいので、よろしくお願ひしたいんですけど、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい。

まちづくり課長（前澤敏美君） JRの方にはお伝えをしたいというふうに思います。どういう所かということ、またお教えいただきたいとします。

議長（西岡 正君） はい、新田さんお待たせしました。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） あんまり、他の方々の発言多すぎて、そっちの方ばかり、ちょっと時間を向いて、私らの方、ちょっと向いてくれへんのんで、ちょっと腹が立ってきました。

たいしたことじゃないんですけどね、勉強不足で、ついでに恥ずかしいわけなんですけれども、一般職給とかそういった関係ですね、増とか減とかこう、たくさんこうあるわけなんですけれども、これは、どうして、こういうふうなことになるんかね、そのとこ、ちょっと簡単に教えていただきたいとします。

議長（西岡 正君） どこでしょう。

2番（新田俊一君） 何ページかなこれ。10款の総務費。人件費。21ページ。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 副町長。

副町長（高見俊男君） どの項目にも、全て人件費と増減がございますけれども、当初予算の場合には、当然、職員の異動前ですね、計上しておりますので、その間に、今日まで職員の異動等あれば、増減をさせていただいております。

その中で特に、勤勉手当ですね、これについては、昨年度から今年にかけて、基礎額から扶養手当を配偶者控除をね、配偶者を控除しないを控除するということになりましたの

で、そういったところにも若干変動が起きておりますので、期末勤勉手当と、そういったところにも、大きくは、そういうことで、当初と現在との職員間の異動ということが、多いです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 21ページの、これ補正の方が2,574万6,000円ですか、補正額が、これ1,186万4,000円、これなんか、ちょっとすご過ぎると思うんですけどね。ええ加減なことで、これ予算組んでおられるんですかね。きちっとやっておられて、こういうことになったんですか、この点、ちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、副町長ですか。

副町長（高見俊男君） どの分だったかな。

町長（庵逄典章君） 21ページ。

2番（新田俊一君） 21ページの戸籍のところですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そんなに、21ページは、戸籍登録費、これいろんな項目全部そうなんですけど、ここに限って、今、ご質問なんですけども、一応、職員手当等扶養、15万6,000円とか8万4,000円それぞれの調整です。たくさんの、これ人数おりますから、こういう金額は出てくる。そんなに大きな金額じゃあないと思うんですけども。その1,000万とかの。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

2番（新田俊一君） 補正前がね、登録費ですか、これが、2,574万

町長（庵逄典章君） 2,574万6,000円。

2番（新田俊一君） それ1,186万って、これ大きく違いますよね。

町長（庵逄典章君） ああ、この補正額の。

2 番（新田俊一君） このとこをね、何で、こんなこと違うようになったんかいうことをお聞きしたい。俸給のこともあるけど。

町長（庵途典章君） 給与ね。

給与が 591 万、ここでプラスしているということですね。これ、戸籍登録。

副長申しましたようにですね、当初の時には、その 3 月前の時点の人事配置の中で、そこに算定して、そこに、それぞれに給与っていうの、手当てを置きますから、その後、異動があったり、人を増やしたりと、そういうことで、どうしても、こういう調整は、途中させていただくわけなんで、1 人動いたりしますと、これだけ大きな金額は出てきますよね。だから、その辺は、その代わり他では、どっか減っているところあるということで、総額では、そんなに変わっておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 31 ページのね、70 番の自然観察村の運営費が、今聞いたら宿直日数なんかで金額増えてございますけれど、ここに携わっていらっしゃる方が、臨時として、こういうふうに行われているか分からんけど、何人ぐらいいらっしゃるね、それで、この運営費が、この今度 2,700 万からなりますけれどね、いわゆる昨年でもですね、運営費と入った収入が、どれぐらいな推移でいっておるんか。また、今年はどんなんかと。

これ聞くとところによれば、近畿でも 3 番以内に入ってね、大変、素晴らしい、皆、好評を得て、大勢の方がみえてね、夏でも多くキャンプに来られたりしておりますけれど、そこら辺の状態言うんか、そこら辺については、どんなものでしょうかということが、1 点と。それからですね、40 ページの小学校等の学校管理費でございます。これについても、この間、12 月 3 日の 10 時からの 6 チャンネルのテレビ見よったらね、各小学校とか、保育園は福祉の方かも分かりませんが、芝生をですね、50 センチ間隔に植えていけば、アメーバの様な状態で、すごく広がってね、1 グランドでも 5 万円程で済むと。いわゆるプロ野球の、そういう管理とか、ゴルフ場の管理だったら、芝生って言っても高くつくんですけども、5 万円ぐらいで済むんであればね、子ども達が、皆裸足で走り回ったり、思いっきりかけたり、また滑り込んだり、相撲をとったりしてね、すごくいいという様なことをやりましたんで、そこら辺についてもね、またひとつ勉強していただいてね、そういうふうな格好の中で取り組んでいただいたらと思っております。そこら辺について。

議長（西岡 正君） まず、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） そしたら、最初に自然観察村の運営費の職員ですけども、全体で 9 人で、順繰り順繰り回しながら運営をしているところでございます。

で、収支の状況ですけども、去年の決算でも収入プラス 200 万から 300 万のプラスが出ております。で、今年も、この歳出プラス 200 万か 300 万はプラスになるという様な状況で、今、動いておりますけども、やはり、こういう所も景気の悪さというのは、ある程度影響しております、年末のお客が減ってきておるといような状況もありますけども、で

できれば昨年並みの収支で頑張っていきたいということで、今、運営をしているところでございます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長ですか。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 今、岡本議員からお話のあった、テレビについては、私見てないんですけども、この補正予算とは、全く今のところ関係がないお話かと思えますけども、勉強ということですので、勉強をさせていただきます。

議長（西岡 正君） よろしいか。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本議員。

19 番（森本和生君） ページ 13 ページと 23 ページの、その栄町部落の公民館のことなんですけれども、当然、13 ページでは、元旧の郵便局を売りますよと。15 ページでは、今の公民館を買いますよという形の、この補正予算が出とんですけれども、前回、ちょっと説明があった時にも、話さしてもろたんですけれども、部落では、何の情報も、未だ流れて来てない。それに、元々この旧の郵便局はね、20 年ほど前から、谷本町長の時代だったと思うんですけれども、その辺から、郵便局があっちに回るので、とりあえず町が払い下げを受けて、その後はまた、栄町部落が利用できるような形でというようなことで、ずっとお願いしておって、何代か前の自治会長会会長さんらも、私も一緒になって、やっぱり、それは町有地ですので、部落のクラブにしたいから、貸付をお願いしたいということで、申し入れしてきとったと思うんです。それのお申し入れをして来た中で、いや売却でなかったらあかんという様な話があったんだと思うんですけれども、その辺のことを、向こうを、町から言うたら売って、こっちを買って、それを、今、説明あったようなあさぎり作業所に貸せるんだという様な話が 3 つがいつぱいになってしもた話が、部落との間で話されとると。部落の自治会長さんと、町長は話し時には、この話進めてもろても結構ですという話があったらしいんですけれども、部落では何の総会もされてない状況が、現在の状況です。それから、今、説明があった、あさぎり作業所の会社の形態のことについては、聞かせてもらったんですけれども、もう 1 つは、その作業所がどういう作業をして、どういう形の人数が来て、どういう音が出て匂いが出るか、どういう作業をするんだという様な、そういう説明も何も、町の方から部落に対して説明せんと、そういう形で契約をしてしまう様な形で進んでいきようわけなんです。その辺のことね、やっぱり部落の自治会長も、当然、どっかの話じゃないんですけれども、その人だけと町当局と話し合いして、それで、先、ざっといってしまうということじゃなしに、部落の総会をして、きちりと、そのことについて 3 件、部落も理解してもらえますか、その返事をくださいという様な形で、皆に理解してもらって時間をかけてやる作業だと思うんです。まちづくりをすとか、安心安全のまちづくりとか、潤いのあるまちづくりという様な形でね、今まできとんやさかいに、そんなに、どない言うか、急がないでも部落でじっくり話して、それで結論を出してもらったことを、町と部落とが自治会長代表として話しをして、それで結論が出たら初めて議会に提案するという形を取ってもらわなかったら、もう 3 ついつぱいにざっと出てしまうという様なことは、本来考えれんのんですはな。まして部落の財産を処分する、購入するというような話をする中でね、そこまでやっぱり町長配慮してね、

皆の賛同の中でええことしようと、誰もええことしようと思うんですは。プラスになることを。そやさかいに、そこは、地元の、その人らも理解して、ええ話してもろたなというて言う、そういう形の事業の進め方をね、していかなんだら、3つが、いっぺんに、ぱつと先に行ってもて、部落の住民の総会も未だしてないです。その点どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 何か、急にいっぺになったから、何も話をせずにですね、バタバタとこう、こうふうな予算まであげてしまったように、今、森本議員はおっしゃいますけども、実際、森本議員もご存知のように、この話についてはですね、かなり以前から町、としては、集落、部落の方ですね、栄町の方で結論を出してくださいと。当初から、もう払い下げという話だったんです。必要なら。だから、貸してくれとか賃貸でという様な話を、正式に、私は、もらったことはありません。集落の方も、そのお金についてはですね、ある程度、いくらという話はしたことありませんけども。で、私は、話としても、当然、町が、集落に一人ひとりにお話するわけじゃなくて、当時の、それぞれ今、歴代の自治会長さんをお願いして、お話をまとめてくださいよと、進めてくださいと。その中で、あさぎり作業所というものがね、今、説明しましたような、やっぱり活動について、町としても支援をしてあげなければいけないと。だから、そういう中で、今回、障害者支援法の中でですね、今年、500万円の、そういう活動施設の整備補助金が今年度に限り受けられると。だから、この為にはもっと前に、早く結論を出してくださいというのは、ずっと、そのお話をさせていただいています。で、集落についても、今、私は、その集落の中でね、集落の中で、話が何もされていないというお話が、それは集落内のことなんで、十分は分かりません。ただ、自治会長さんにおいては、その会長さんだけじゃなくて、一緒に、3役の方、役員の方、また他の役員の方にも一緒に話し合いをしたというふうにも聞いておりますから、ですから、そういう中で、今回集落の負担もできるだけ軽減ができるように、そして、あさぎり作業所においても、何とか、この事業がね、今年度中にできて、皆が、これから少しでもいい環境の中でね、この作業所が運営ができるように、両方うまくできるようにということで、今回1回になっております。

作業の内容等について、今後、事務局持っておられるあさぎり作業所の方からですね、部落の役員の方にはお話があったというふうに、お願いもしていると思いますし、あったと思っておりますし、作業的には、本当に軽作業の組み立て、小さな内職程度の仕事しかありませんから、そういう作業を、いろんなことをされておりますけども、14、15人の人が毎日来てやっておられるというのが現状ですけども、そういうことも含めてお話をされておりますのでね、私は、集落においても、何とかご理解をいただいたり、これから十分に、未だ話ができているところあるんでしたら、まあ、集落なりの協議はしてくださいよという話は、当然、させていただいておりますけども、予算としては、今あげさせていただいております。

ですから、これが集落で、今全く話ができているんだと、集落が反対だということで、集落の最終的な総会はかけられていないということは、私も聞いておりますのでね、そこで事業ができないということになれば、また、この予算は、今回あげますけども、また、繰り延べする、今年のあれではできませんのでね、いったん予算はおろささせていただかなきゃいけないと、こういう形にはなるかもしれません。そういうふうに、ならない様に、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 今の話もね、当初は、賃貸じゃなしに、払い下げしてくださいという話しはしていったと思うんです。そやけど、途中からはね、その2代ほど前の区長さんからは、僕もここへ来て、副町長の方がよう知っとってかな、この話は、副町長さんが、窓口になられとんかな。そやさかいに、その賃貸で、賃貸でいうことで、ずっとお願いしたという経緯で、現在まで来ておったわけです。それは、間違いないです。

そういう形の中でね、ほな、何で賃貸で貸してもらえんのんだろうか。貸し付けてもらえんのんか。集会所についてはね、ここで一般質問でもないんですけども、意見言うあれもないですけども、当然、土地と建物も、全部丸抱えになった、そういう集落もありますかな。そやさかいに、そのへんのこと。

それから、もう1つは、集落の財産にしたって、公益の減免処置してね、税金も固定資産も取らないという様な処置までできているんだったら、公有財産の分でしかるべきところにあったら、貸し与えて、それで、建物だけは部落で建ててください、管理してくださいという様な形もとれる話で、それどうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、私は、その当初にね、かなり前からですから、この払い下げるということ。その為に町が、当時1,500万からのお金で町が買い取るということですから、それが、やっぱし、そういう形でどっちにしても、また、その改修をしなきゃいけないということ。だから、その賃貸にしてくれという要望があったんかもしれませんが、そういう時に、じゃあ、賃貸にしますとは、多分言ってないと思います。じゃあ、払い下げでしたいと、購入してくださいというお話はしていると思います。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） まあ、これ以上ね、部落の中の話なんでね、ここで出してどうこうということないんですけど、私も、部落の中の住民と議会の議員やさかいに、当然、こっちでのものの考え方、また部落の考え方いうもんがあるさかいに、それが、折角ええ話をしようのに、何か、うまい話、うまいいうか、どっちもが利益になるような話でない様なことが、1つの手違い言うたらおかしいですけど、場を踏んでね、1つずつ階段上がって行って、時間掛けてやっていかんから、こういう誤解を招いたり、まだ総会を開かんのに、先先、先先話がいつてしまうようなことになるから、おかしいです。

町長（庵逄典章君） そりゃ、一方的に、そういうふうに、理屈、私らがね、段階を踏まずに、何か、ドンドン進めているという、私は、それだけの時間は掛けて、よく話して、そして、これを最終的にどちらもよくなるようにといことで、予算をあげておるんですから、そんな段階を踏まずに、一方的に、何か、決まってないのに、町だけが先へ進んでいるんだというふうに、一方的に言われるのは、私は納得できません。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　ちょっと、待って、誰か他があったら。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 　　29 ページの合併浄化槽 600 万程あがっているんですけども、まあ、大きい金額やな思うんで、これは何かということ。

それから、緑資源なんですけどね、これ元々270 万ほどだったんが、1,500 万いうて、もの凄く、大幅、元々当初予算がそうだったんやね。で、補正前とか、いろいろあって、かなり、その後増えておるんですけど、今回、また 1,500 万円ぐらいまで上がっておるんで、また、ちょっと、こちら辺の内容をお願いしたいなと思う件と。

ちょっと、部落内のことで、もめようみたいですけど、一応、町の予算の関係なんで、審議するんも大切だと思いますけども、まあ丁寧に進めてもらいたいなというのは、最後の余分ですけども、先 2 つお願いします。

議長（西岡 正君） 　　はい。

〔下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 　　合併浄化槽のご質問でございますけども、全部で 11 件追加させてもらってます。10 件。それと 11 件の内 1 件が、ちょっと 40 人槽っていう大型になりますんで、結果として、補正予算計上させていただいておる金額になります。以上です。

議長（西岡 正君） 　　はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 　　32 ページの林業振興費 15 番の緑資源機構育成費委託料 1,557 万 5,000 円ですけれども、これはですね、旧三日月地域の鎌倉の北の方になるんですけども、公団造林があります。その 8.3 ヘクタールの分なんですけど、昔、公団造林なんですけども、風倒木で倒木しておりまして、公団造林ですので、災害復旧の適用にはなりません。ということで、町の方で予算化するなら、国の方からですね、9 割、1,401 万 7,000 円ですけれども、それをですね、財源としてもらえるということで、今回、予算あげさせていただいて、公団、緑資源機構の方にですね、施業をやってもらうように計画したいということで、機構の方からもですね、こういった計画書をいただいております。

議長（西岡 正君） 　　はい、よろしいですか。山本幹雄君、よろしいですか。

11 番（山本幹雄君） 　　いやいや、聞くけどな、何で、俺が言いようのに手をあげよんかな思うて、不思議やなと思うんですけども。

11 番（山本幹雄君） 　　違うだろうが普通は。

いや、これ、未だ風倒木が、これ残っておったということやね。だいたい済んでおったん

かなと思う。あっちの方よう分からへんのやけども。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 一般所有者の関係は、災害で、風倒木申請された方については、終わっておりますが、この緑資源、俗に言う旧公団造林ですけれども、それについては、国の外郭団体が管理しているということで、災害の対象にはなりません。国の経費を持ってですね、やっていただくものなので、町と緑資源と契約しておりますので、その分で、今度、緑資源の方の9割の負担を持ってやっていただくということになります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） それと、さっき 11 件、浄化槽の方ね。11 件と。で、1 件は、40 人槽言うて、これまあ、大きいと思うんですけども、これは、どこか言えるわけですか。40 人槽の。

議長（西岡 正君） はい。

下水道課長（寺本康二君） 三日月ですけども、いわゆる公共下水道区域外でございます。

11 番（山本幹雄君） 町営水道ではないわけ。それでええんですか。いやいや、まあええんじゃんけどな。何か、大きいから、そうかなと思うて。ああ、いいですいいです。はい。

議長（西岡 正君） 他に、はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 2 人、鍋島さん、ほなら。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、まず 10 ページお願いします。

50 款、国庫支出金の国庫補助金 15 項の 5、総務費国庫補助金、市町村は合併体制補助金の関係で伺いたいんですが、今回、幕山小の耐震ということで 500 万円出てます。これ 1 号補正で 3,000 万円収入見込みで、2 号で 2,000 万円減額された。それは、勿論説明ありましたけれども。そのお陰でね、道路台帳整備も、かなり一般会計の持ち出し、それから固定資産税の資料も、事業も止めたという中で、今度 500 万円また付いて、幕山小の耐震調査ということ。それで、伺いたいのは、これは、補助金自体、今後も含めてね、その都度、その都度メニューによって対応するという様なことになるのか、どうなのか、つまり、もう、本年度は、これで終わりなのか、そのあたりは、どの様に見たらいいんですかこれ。第 1 点です。

それから、12 ページ、県補助金、総務費県補助金で、県民交流広場事業市町村推進委員会運営補助金 24 万 5,000 円、内容説明と、今年度 7 地域づくり協議会が県民交流広場事

業で選定ということで、残りは6地域づくり協議会、この申請や来年度選定の見込み等です
ね、現状はどういうことになっているのか、そのあたりについて伺います。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） それでは、10ページの市町村合併推進体制の補助金の関係なんです
けれども、この補助金については、当初については、ご質問のとおり道路台帳それから固
定資産の関係の要望をしていたわけですが、その中で、1,000万しか付きませんでした。
今回の、この補正については、国の補正予算の関係で、特に耐震補強関係の分の分
しか、仮に要望しても、他の通常の補助金関係は付きません。その為に、今回については、
幕山小学校の耐震診断等の分だけあげさせていただきました。ですから、メニューによっ
てということになるんですけど、その国の補助対象となるメニューが、そういう耐震補強
のみであったということで、今回計上させていただきました。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 県見交流広場の関係でございますけれども、24万5,000円、
推進委員会運営補助金ということで、歳入お願いをするわけでございますが、これは、先
ほど議員ございました様に、佐用地域で4協議会、南光地域で3協議会を今年度申請をい
たしまして承認をいただいたところでございます。

これにつきましては、定額によります町への事務費ということでご理解をいただきたい
というふうに思います。来年度の見通しでございますけれども、先ほど来申し上げました
ように、佐用地域で、後残りですね、2協議会、それから上月地域、三日月地域、それぞ
れ来年の申請に向けまして、それぞれの協議会で検討をいただいておりますというふうな状況
でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 今、35ページの土木費の15番の道路維持費、野村課長が、ちょっ
と聞いてくれと言われてますんで、この工事請負費2,150万、これについてですね、どこ
の地区を大きな部分について内訳をですね、教えて欲しいんと。

今、山本議員が言いました、その緑資源機構の分で、風倒木を整理されておるとい
うことですが、これについて、緑資源機構からね、昨年、いくら金が来たんか。
そして、今年は、その、この分合わせていくらなんかと。そして、風倒木だけの処理か、
風倒木が、もうこれで最後か。そして、またその後の造林まで含んでやっておるんか、そ
こら辺について、ちょっと教えてください。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 緑資源機構なんですけれども、これ資源機構が持っている育成についてはですね、概ね9割は向こうの経費を持ってやってもらうんですけども、それについて町の予算化をしなければならないということがあります。

それで、間伐とか、そういうふうなことはやってもらっております。それで、風倒木、今回はですね、面積が8.3ヘクタールが風倒木被害の面積を受けておる。これが緑資源の方で測量をされておまして、これについても以前から町の方からですね、整理、雑木、また風倒木、後の植栽も、当然、やってもらわなあきませんので、管理は、あくまで向こうがやっていただくんですけども、そういうふうなことで要望もしておりましたけども、今回もですね、国の方から予算が付きそうやから、予算を持っていただけるかという様な話がありまして、計画、それも実施できる見込みの計画書を出してもらってですね、今回補正挙げさせていただいてます。

施業はですね、これから予算通った後ですね、緑資源も国の方の予算措置の確定をいただいてされるということ聞いております。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

4番（岡本義次君） その中でね、去年、いくら来たんかということ

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。先、答弁してもらいます。
未だ、答弁ある。続けて答弁。

農林振興課長（大久保八郎君） 昨年ですね、実績については、ちょっと資料はありませんけれども、昨年の風倒木処理はされてないと思います。

4番（岡本義次君） ああ、緑資源

農林振興課長（大久保八郎君） 資源としてはですね。予算、国の方の予算がつかないんだんではないかなというふうには思いますけども、通常の間伐、これ以外にありますので、そういった面は、計画的にはされておりますけども、風倒木についてはですね、未だされておりません。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） まずお断り言うんですか、お願いしたいんですけど、先ほど建設課長が聞いてくれと、そんなこと、私、一切言っておりませんので、誤解を与えますのでね、それは、取り下げてもらいたいと思います。

まず、道路維持費の2,150万の件でございますけれども、これはかねてより町長がお願いしておりますように、特別経済対策ということで、旧4町合わせて工事力所につきましては、16件でございます。それで2,150万。

ちなみに河川費でお願いしております。これは1件ございまして、都合17件の工事力所でございます。よろしくお願いたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） まあ、そりゃ、どがい言うんか、聞いてくれと言うんはですね、ちょっと、課長がですね、じっとして、何も無いといいうことで、ちょっと聞いたまででございますんで、その中でね、もう少し、どう言うんですかね、詳しい地区のどこという様なものを、主だった分だけでも、どういう内容を、どこの地区をやりますという様なことも教えていただけたらと思います。

議長（西岡 正君） はい。

建設課長（野村正明君） これにつきましては、収支的には、何回も申し上げておりますように、18 年度実施のですね、集落の課題、あるいは緊急的な部分の要請事項を受けまして、町長と相談をいたしまして、詳しく申し上げますと、佐用町においては 3 件、上月町 4 件、南光町 6 件、三日月 3 件、都合 17 件でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 確認だけ、とりあえず、町長、今ね、私は、賃貸のことは一切聞いてなかったと、言われました。これ、ほなら、副町長が、この話の交渉の中で、町長に、その話をあげなんだんか。その辺、そのことが確認が 1 つ。それから、もう 1 つは、賃貸を、部落の人が賃貸でお願いしたいということ、ずっとお願いして、お願いしてきたのに、それをあかんという様な形で、断られた。けども、福祉のこと言うか、そのあさぎり作業所ですか、そこには賃貸で貸すって言うんやという話、部落の集会所にするには賃貸で貸せんと、あさぎり作業所で賃貸貸すなんて、その 2 つ。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 正式には、一切聞いてないということです。そういう話はね、途中で言われたということは、聞いてますけども、しかし、要するに、賃貸で、最初から払い下げるといいうことで、長く話しておりましたからね。ですから、そのことを、賃貸でいいうことを、今、森本議員は、何回も何回もね、ちゃんと、その部落の集落の方からですね、その言ってきたんだと、私は、そういうふうな受け止め方はしておりません。そんなに、何回も、何回も、賃貸で、賃貸でいいう、町としては、これは、払い下げをして、その金額について、少しどうしてくれと、もっと負担が少ないようにしてくれという様な話もあったというの聞いてますけども、そういう話であって、賃貸でなければ駄目なんだと、困るんだという話は聞いております。

19 番（森本和生君） 副町長、どうですか。

副町長（高見俊男君） そういう言われ方すると私も名誉にもかかわることです。町長には、そういった話があったことも、今までの長い交渉の過程の中で賃貸という言葉は出てきました。当然。事実、これ今の自治会長さんですけれども、書いておられます。いろんな経

緯。確かに、今年に入ってから6月の3日ですか、私も記憶しております。賃貸で。これは、自治会長さんと言うよりも、集落の中で、そういう話をした時に、いろんな詰めをする時に、もう一度賃貸でお願いをしてみたらどうだという様な話が出たから、そういうふうにされたんだろうと思います。そのことについて、私は、当初から、栄町集落については、買い上げを前提で、積み立てもされているという様なことの中から、当初から、価格については、価格について、この物件については、町長とも、よく相談もかけてですね、買い取っていただく方向で、基本的に考えているということも常々申し上げてきました。中で、その中で、また集落の、いろんな動きの中で、そういう賃貸でということも出てきたことも事実です。

町長も、正式と言いましたけども、文書的にとか、そういったことはないし、私は、そのことは町長に正確にも伝えております。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それに、今、あさぎり作業所に賃貸でね、貸すのと、集落には貸さない、なぜかという話ですけれども、それは、考えていただければ、十分分かることだと思います。あさぎり作業所の内容、どういう、やっぱし運営をされているか、そういうことを考えた時にですね、やっぱし町は、そういう状況を踏まえて、やっぱし、支援をしてあげなきゃいけないと、そういう思いでやっておりますので、それを比較、同じ様な所で比較していただきたくないとお願いします。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 私ね、福祉のことにね、こう、いろいろこう一生懸命やる、部落も、その理解はあると思うんです。そやけども、順序追ってね、説明をきちっとしてから、いう話が、そこにあるから、言いようだけで、あさぎり作業所がどうか、こうとかいう話じゃないです。やっぱり、そういうハンデのある人を、当然、手を差伸べるのは当たり前なことなんで、これで止めます。

議長（西岡 正君） 他にありますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） はい、あの、

議長（西岡 正君） ちょっとだけすいません、未だ、質問ありますか。ちょっとだけね、トイレだけ休憩してないんで、5分だけでもいいですか。

ほな、井上さん引き続いて。

8 番（井上洋文君） 松尾さん、帰るんだったら、

7 番（松尾文雄君） いや、帰らへん、まあ、ええよ。

議長（西岡 正君） 僕がね、僕が、トイレ行きとうて、最初から、ずっと待っておるんです。5分だけ、休んでもらえませんか。ほな、そのまま再開します。井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 金額が、ここにあがらないんですけど、町にかかわることなんで、ちょっとお聞きしたいんですけども、33 ページの商工費のところですね、今、大変な不況になって中小企業が厳しい状況なんですけれども、国の緊急保証制度というのが、設けられたわけなんですけれども、この 10 月 31 日から始まってですね、この町長の承認が借る場合にはですね、いるわけなんですけれども、今回、無担保で 20 兆円、618 業種に拡大されておるわけなんですけれども、佐用町としてですね、この町長の承認を求めた事業所は何件ぐらい、今あるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） きちっとした正確な資料持ってないですけども、昨日まで、確か、平年ですと、12、13 件なんですけども、11 月だけで、もう 12 件来ておりまして、トータルで、4 月からこちらで 20 件、1 つか 2 つは今日も来ていましたので、ずれはあるかと思いますが 20 件前後というところでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） これは、町長の認定いるわけですけども、これはどんなんですか、全て貸し付けが決定されているという、そこまで確認はされていますか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 認定の段階では、町としては、全部認定しておりますけども、後、保証協会の審査等がございます。その中で、やはり返す目処が立たないような業者については、そこではねられているという様な状況もございます。実態としては、実際に、危ない業者が申請をしてきてくれますので、返す能力がというところが一番難しいところなんです。これは、補助金ではないものですから、そこで、100 パーセント借りられるかというのは、その辺で審査されると思います。

〔「失礼やお前、あかんぞ、それおかしいぞ」と呼ぶ者あり〕

〔森本君「訂正せなんだらおかしいで。危ない業者がするなんて言うたら」と呼ぶ〕

商工観光課長（廣瀬秋好君） ちょっと、表現まずかったんですけども、大変苦しい所が借り

入れをされておるといふことで。

町長（庵途典章君） 危ないといふところの言葉は取り消しさせてくださいと。取り消したらええ。

商工観光課長（廣瀬秋好君） どうもすみません、危ない所といふのは、表現間違っております。訂正したいと思います。よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） 井上さん、よろしいか。

8番（井上洋文君） もういっぺん、大変厳しいね、業者がこんわけですから、県の保証協会の方もですね、あまり厳しくしないよといふ様な、国からのですね、通達も出ておるようでございます。特に、商工会の加入の事業所についてはね、これは、よくご存知なんですけれども、その商工会に加入しない、その小さな業者いらっしゃるわけなんですけれども、そこらのPR言うんですか、に対しての、お知らせって言うんですか、これはされているわけですか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 精一杯今のところ商工会の会員に対して、商工会を通じて情報提供しておるところが、精一杯のところでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 28ページお願いします。

〔山本君「休憩じゃなかったん」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、続けてください。

5番（笹田鈴香君） 28ページ、ちょっと先ほどのに関連はしますが、予防費なんです、まちぐるみ健診が特定健診に変わって、受診者が半減、ほぼ半減しているわけなんです、これです、今回の、その特定健診は、保険者が責任を持つてするといふことなんです、今回、国保の場合は、広報等また放送で流されましたが、それでも来る人は少なかったわけですが、その他の保険者との連携はどうなっているのか。と言いますのは、他の、元会社に勤めていた人の、その本人が、何と云うんかな、その会社の、未だ保険のままなんです、その家族も、姫路とか太子の方へ行って受けてくれといふことで、そんな遠くへ行けない、これから益々高齢化になってくると行けないといふことで、私達の、その健康はどうしてくれると言ったら、自分で守らな駄目なんです、折角今まであった町ぐるみを受けていたのに、わざわざ、そこまで行って受けるのは大変やから、何とかして欲しいといふ声もあるんですが、そういった意味で、その保険者同士の連携、国保と社保と、そういった形の連携があるのかどうか。

それと、もう1つの一緒に行こうと思ったら行けなかった人の中に、江川の場合で

すけど、江川と言うか佐用の場合ですけど、旧佐用の場合ですが、送迎バスがあったのに、それがなくなっただけで、もう止めたという人も聞いておりますが、その辺バスがなくなった理由。

それと、もう1つは、がん検診の委託料がマイナス700万なんですけど、がん検診は、一度受けると毎年受けなくてもいい。まあ、がんにもよりますけども、そういったこともあったりして、これは、過大見積りということはないんでしょうか。その辺をお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長、分かりやすく、短くお願いします。

住民課長（木村佳都男君） 他保険の関係ですけれど、今年本年度が初めてということで、各保険者の方の受診券等の発行も遅かったと思います。今後は、各事業所の中で、積極的に啓発も出されてくると思いますので、ちょっと本年度は待ちたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） がん検診の見積もりが、ちょっと多かったんじゃないかというご質問ですけれども、本年度2,000万ほど予算あげております。昨年度が1,750万ですか、その実績ありましたので、がん検診につきましては、今回、特定健診で、これほど落ちるとは思っておりませんでした。そういった関係で、700万の減ということをお願いしておきます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔笹田君「送迎バス」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 手を挙げてお願いします。
はい、早く早く。

5番（笹田鈴香君） 送迎バスのことも聞いているんですけど。

議長（西岡 正君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 確かに、佐用地域におきましては、本年度送迎バスの方は行っておりません。

ただ、佐用地域の場合は、各石井とか、各学校の方でも健診させてもらいましたので、何とか、ご理解いただきたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 石井方面もそうなんです、全体に今まで、ずっと出ていたんで、是非、来年は出していただけるように予算に入れていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） 答弁ありませんね。
はい、他にありますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 使用料のところで、ちょっと聞きたいんですけども、いわゆる姫路ケーブルの方に賃貸で貸しているという所ですね、これ4月から3月までの12カ月分ということで入っているわけですけども、まあまあ、月2万1,000円程度かなというふうと思うんですけども、まず、決算で、拳がってくるかと思うんですけども、いわゆるエレベーターの保守料または下水の上水の使用料ですね、あれ商工会なんかは、やはりもらっているわけですよ。そやから、その月2万1,000円の中に、そういった費用も含めて契約しているのか、どうなのかな。まあまあ、そういった金額というのは、年度末の、その決算であがってくるか、こないかという部分があるんですけども、そういった契約の部分がどうなっているのかな。

商工会は、恐らく、そういった格好で使用料払っているかと思うんで、姫路ケーブルに対しての契約の部分をお聞かせ願えればと思います。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 8ページの使用料の方は、部屋の使用料だけでございます。

で、先ほどご質問のエレベーターそれから光熱費関係の維持管理費につきましては、15ページの雑入の方で見えております。ただ、項目として、説明書きの中に、その他という欄の中に、35万7,000円ございますが、この中に含まれております。人数とか、それから、面積に応じまして、姫路ケーブルテレビに負担していただく維持管理費分25万6,000円が、この中に含まれております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあ、まあ雑入で入れるのかな。これ、ええっ、それで妥当なんかどうか、ちょっと分かりませんがね。やはり、それだったら、もうちょっときちっと挙げてこないか、分からないかと思えますね。もっと、他の部分なんか、こんなもん、雑入で、そういった部分入れたりしないでしょう。それから、同じランクの部分で入れるなら入れるというてしないと、いかなのんかな思いますけどもね。あのワンフロア、3階全部

ですからね。どっちみち姫路ケーブルが。姫路ケーブルだけしか使わへんわけですから、非常に分かりにくいかなと思うんです。できたら、その他じゃなしに、きちっとした名目であげていただければと。

下水なら下水のところであるでしょ。普通そこらであがってくるかと思います。上水なら上水のところで。料金でね。そやから、それが、いわゆる特別会計であがってますよということになれば、それは、それでええんやけども、違うんかな。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 確かに、それぞれの所にね、あげればいいんですけども、細かく電気料、下水料、エレベーター保守管理料、そういうものをいちいち一つひとつ出すのも、非常にまあ、事務が煩雑になります。そういうものを計算して一括して入れていただくと、負担していただくと、そういうことで、逆に雑入という所に入れたというふうに思っております。その辺は、ちゃんと明確に、確認してですね、説明等、ここに項目にも、ちゃんと明記するようね、形にして分かりやすく決算等はさせていただきたいと思いますから、ご理解いただきたいと思います。はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これから、討論を行ないます。
まず、原案に反対討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 討論がないようでありますので、討論を終結いたします。
これより、

〔森本君「議長、賛成討論」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 賛成討論ですか。

19 番（森本和生君） はい。

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 議案第 99 号、平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案についての賛成討論をします。

旧佐用郵便局用地建物、現在の佐用町の用地ですけれども、これを栄町部落に売却して、現在の栄町公民館の土地・建物は、町が購入する。購入後、あさぎり作業所に貸付するとの説明でありましたが、以前より何代もの自治会長から部落に貸し付けて欲しいとの要望をしてきた。町当局と、栄町自治会会長との話し合いで、合意したと町長は言われておりますが、自治会長は、この合意の話を進めて欲しいと言われたので、予算計上したとのことでありました。

栄町部落住民は何も聞かされていない。少なくとも部落保有の大事な財産を販売、購入、また現在の公民館をあさぎり作業所の作業所に貸し付けることであるが、作業所が、どの

様な人が経営するものか、どの様な作業をするものか、経営のことについては、今、説明を受けたんですけれども、作業は、どの様な作業なんか、何もかも説明のないものを部落総会も開催せず結論せず1人の自治会長が決定するものではない。

町当局も自治会長に、この様な大事な問題を部落の総会等で十分協議をしたものであるのか、十分確認をして話し合いをして議会に提案すべきであるということで、指摘するところであります。よって、本件の購入・売却・貸付については、判断は賛否、中々決定できないところであります。しかし、その他の部分の提案については、賛成でありますので、否決するわけにはいかないので、賛成といたします。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、賛成討論でいいんですね。

19番（森本和生君） はい、賛成です。

議長（西岡 正君） 討論を終結いたします。

これより、議案第99号を採決いたします。

この採決は、挙手によって行ないます。議案第99号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第99号、平成20年度佐用町一般会計補正予算案（第3号）の提出については、原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程を終了いたしました。

お諮りします。明12月6日から12月21日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、来る12月22日午前9時30分より再開いたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでございました。

午後03時40分 散会